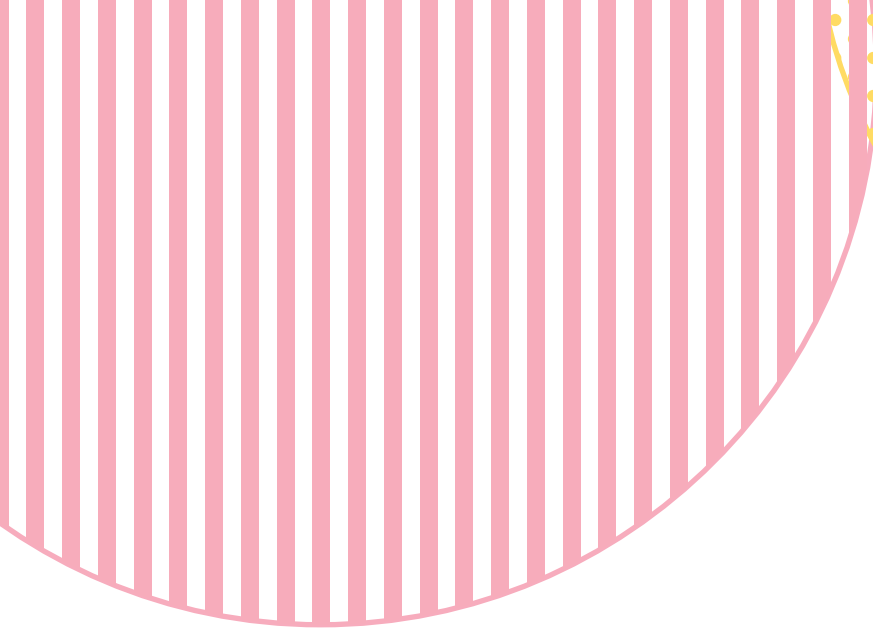




第3期

中央市 子ども・子育て支援事業計画

「親がこどもがいきいきプラン」

令和7年3月



第3期 中央市
子ども・子育て支援事業計画
～親がこどもがいきいきプラン～

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月

中央市

市長あいさつ

近年、我が国では、少子高齢化や児童虐待は依然として重要課題とされている中、子育て家庭の孤立、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。



こどもはこれからの未来を担う大切な存在で地域の宝です。本市では誰もが安心して子育てに臨み、その楽しさを実感できる地域社会の実現を目指し、明るい未来を築くためのまちづくりに積極果敢に取り組んでいるところであります。

このような中、本市においては、第1期ならびに第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定し事業を展開してまいりましたが、第2期計画期間の終期が令和6年度となっていることから、このたび令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画では、本市における子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、施策・事業の方向を明らかにしています。計画の総合目標である“親がこどもがいきいきと活動し、笑顔で過ごせるまち中央市”の実現を社会全体で目指すため、行政はもとより、市民・企業・地域の皆様と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりニーズ調査などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、熱心にご検討をいただきました「中央市子ども・子育て会議」の委員の皆様、及び関係各位のご協力に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

中央市長 望月 智

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の名称	2
4 計画の位置づけ	2
5 計画の期間	3
第 2 章 中央市のこども・子育てを取り巻く概況	4
1 人口等の推移	4
(1)人口	4
(2)世帯数	5
(3)出生数	6
(4)結婚・離婚	6
(5)就業率	7
(6)産業別就業者	8
2 教育・保育施設の状況	9
(1)市内の教育・保育施設	9
(2)市内の教育・保育施設の利用状況	10
3 児童館・放課後児童クラブの状況	11
(1)市内の児童館	11
(2)市内の放課後児童クラブ	11
4 子育てサークルなどの状況	12
5 母子保健の状況	13
(1)乳児健康診査(4, 7, 12か月)、整形外科健康診査	13
(2)1 歳 6 か月児健康診査	13
(3)3 歳児健康診査	14
(4)母子健康手帳の交付	14
(5)すこやか相談(乳児)の実施	15
6 就学の状況	16
(1)小学校の状況	16
7 安全の状況	17
(1)こどもの交通事故発生件数	17
(2)こどもに対する不審者等事案の発生件数	17
第 3 章 ニーズ調査(住民アンケート)結果について	18
1 ニーズ調査の概要	18
(1)調査目的	18
(2)調査期間	18
(3)調査対象及び回収率	18
(4)調査の内容	18
(5)記号について	18

2 ニーズ調査結果.....	19
(1)主な養育者について	19
(2)日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか、また預かる人の負担について.....	19
(3)子育ての中で感じる楽しさや負担について	20
(4)子育てに関する情報の入手先について	22
(5)両親の就労状況について.....	23
(6)未就学児の教育・保育事業の利用について	25
(7) 小学生の放課後の過ごし方について	26
(8) 各種施策、事業の利用状況などについて.....	26
(9)場や施設の利用意向.....	28
(10)市の子育て関連施策に対する満足度	29
(11)重要だと考える子育て支援の方向性.....	30
 第4章 計画方針	 31
1 基本的な考え方	31
2 総合目標.....	31
3 施策の体系	31
4 計画の進捗状況の確認及び評価	32
 第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進	 33
1 教育・保育給付事業等の推進	33
(1)教育・保育提供区域の設定	33
(2)児童人口の推計	33
(3)教育・保育認定について	34
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	35
(1)1号認定及び2号認定.....	35
(2)3号認定	36
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	37
(1)利用者支援事業	37
(2)地域子育て支援拠点事業	37
(3)妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査).....	38
(4)乳児家庭全戸訪問事業	39
(5)養育支援訪問事業.....	40
(6)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	40
(7)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	41
(8)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	42
(9)一時預かり事業	43
(10)延長保育事業	44
(11)病児保育事業	45
(12)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ).....	46
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	47
(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	47
(15)子育て世帯訪問支援事業	48
(16)児童育成支援拠点事業	48

(17) 親子関係形成支援事業	49
(18) 妊婦等包括相談支援事業	49
(19) 乳児等通園支援事業.....	50
(20) 産後ケア事業	50
第 6 章 分野別の施策・事業の取り組み.....	51
1 基本目標 1 多様なニーズに対応した子育て支援.....	51
(1)親と子の心身の健やかな成長のための支援の充実	51
(2)教育・保育環境の充実による仕事と家庭の両立の推進	54
2 基本目標 2 豊かな健康づくりの推進.....	57
(1)母子の健康づくりや相談体制の充実.....	57
(2)思春期保健対策の充実	60
(3)食育の推進	61
3 基本目標 3 こどもと親の教育環境の整備	62
(1)生きる力を育む学校教育の推進と家庭の養育機能の向上	62
(2)こどもを取り巻く有害環境への対策と生涯スポーツの推進	64
4 基本目標 4 支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり.....	65
(1)子育てに困難を抱える家庭等への対応などきめ細やかな取り組みの推進	65
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	69
5 基本目標 5 こどもにやさしい安全なまちづくり	70
(1)こどもにとって安心・安全なまちづくりの推進	70
第7章 計画の推進体制	72
1 推進体制	72
(1)中央市子ども・子育て会議	72
(2)庁内連絡調整会議.....	72
(3)事務局(子育て支援課).....	72
資料編.....	73
1 関連条例.....	73
2 策定経過.....	76
3 委員名簿.....	77

第1章 計画の概要

1 計画の背景

国は、令和5年4月にこども家庭庁を発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法¹」を施行し、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくこととしています。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」を、令和2年3月に「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」を策定し、子ども・子育て支援の各種施策・事業を展開してきました。

令和4年4月に、玉穂支所内に中央市子育て支援センターを開設しました。就学前のこどもを連れて気軽に立ち寄れる環境整備のほか、子育て中の親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施など安心してこどもを生み育てる環境を用意することで、親とこどもの健やかな育ちを支援することを目的としています。開設以来多くの方にご利用いただき、市の特徴とも言える施設のひとつとなっています。

このほか、令和6年4月に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を集約し「こども家庭センター」をこども健康部内に設置し、妊産婦や子育て世帯などに対して一体的な相談支援を行うための体制を整備しています。

また、子育て世帯の負担軽減のため、子ども医療費助成の対象を高校生年代まで拡充したことやすべての児童の保育料の無料化の実施など、子育て世帯への支援の充実も図ってきました。

このたび、「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」の計画期間が令和6年度をもって満了となることから、計画の評価・見直しを行い、こども大綱も踏まえたうえで、新たに「第3期中央市子ども・子育て支援事業計画～親がこどもがいきいきプラン～」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

¹ 本計画内において「こども基本法」の基本理念にならい「こども」表記に統一して使用しています。なお、法律名、計画名、団体名などの特定の字句や各種データなど過去に「子ども」や「子供」等の字句を使用しているものは、そのままの表記を使用しています。

2 計画の目的

本計画は、本市における子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏まえ、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定しました。

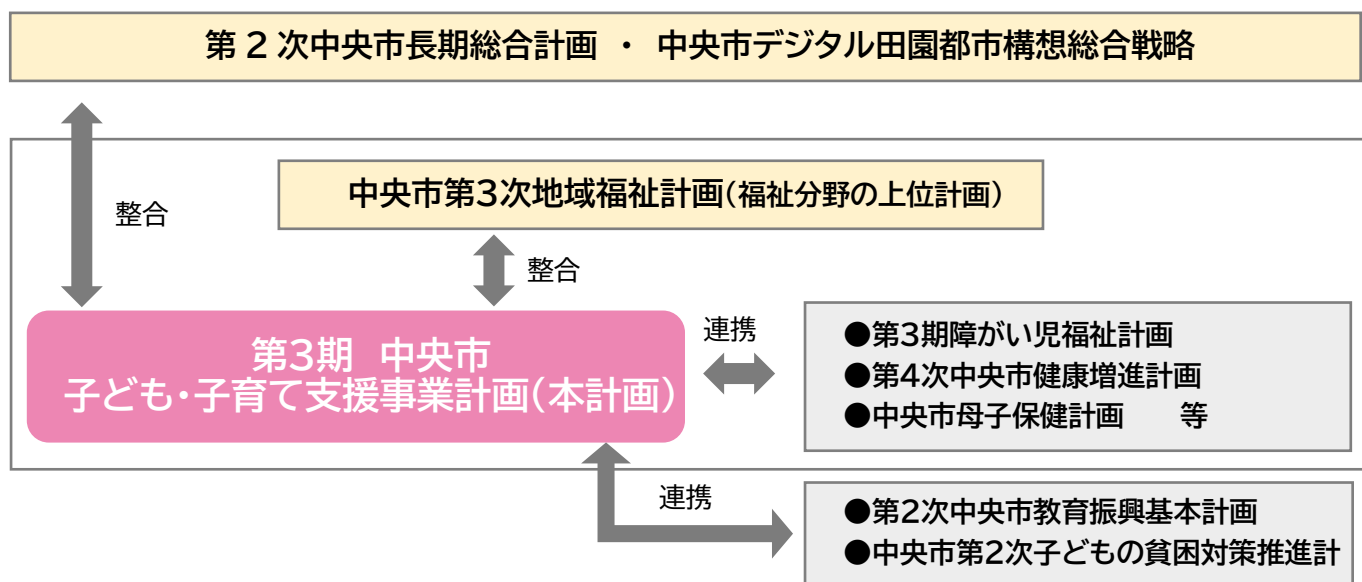
3 計画の名称

計画の名称は前計画を継承し、「第3期中央市子ども・子育て支援事業計画～親がこどもがいきいきプラン～」としました。

4 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条¹に基づき、本市の最上位計画である「第2次中央市長期総合計画」に示された市の基本理念を踏まえ、市の子育てに関わる各種計画との整合性を図った上で策定しました。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和6年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）に基づく市町村計画「中央市第2次子どもの貧困対策推進計画」については、令和5年3月に改定したところであり、個別の計画として推進します。



¹ 子ども・子育て支援法第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第61条第1項により、5年ごとに策定することが義務づけられているため、令和7年度から令和11年度とします。

なお、最上位計画である第2次中央市長期総合計画や、中央市デジタル田園都市構想総合戦略、また、関係性の強い中央市教育振興基本計画や中央市子どもの貧困対策推進計画などの期間は次のとおりです。各関連計画が本計画の期間中に終了するため、関連計画の見直しに伴い、本計画も適宜見直す可能性があります。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
第2次中央市長期総合計画									
中央市デジタル田園都市構想総合戦略									
中央市第3次地域福祉計画									
第2次中央市教育振興基本計画									
中央市第2次子どもの貧困対策推進計画									
第4次中央市健康増進計画									
中央市母子保健計画									
本計画（第3期中央市子ども・子育て支援事業計画）									



中央市役所本館

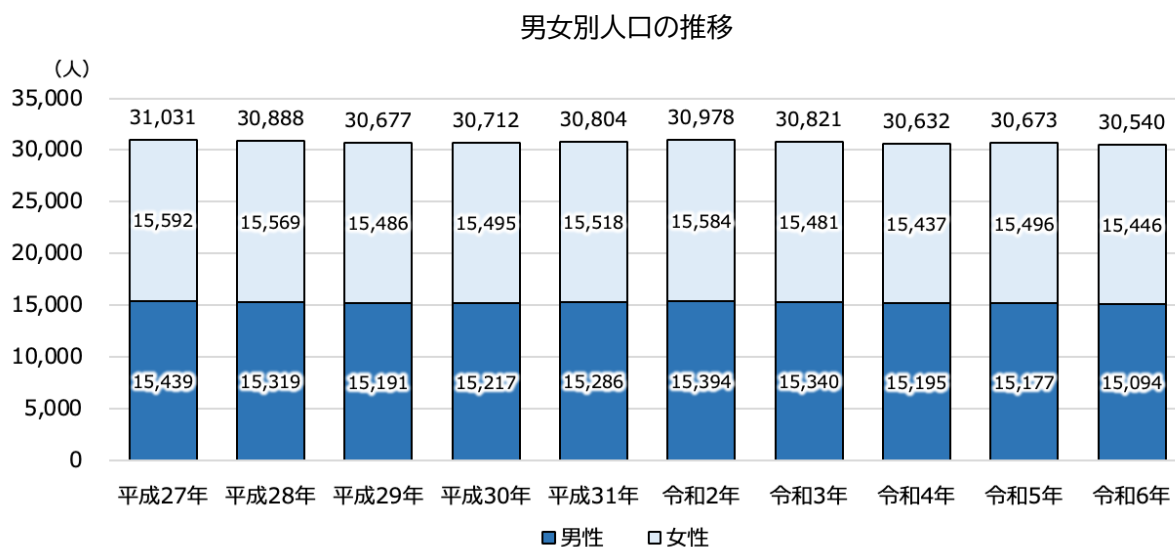
第2章 中央市のこども・子育てを取り巻く概況

1 人口等の推移

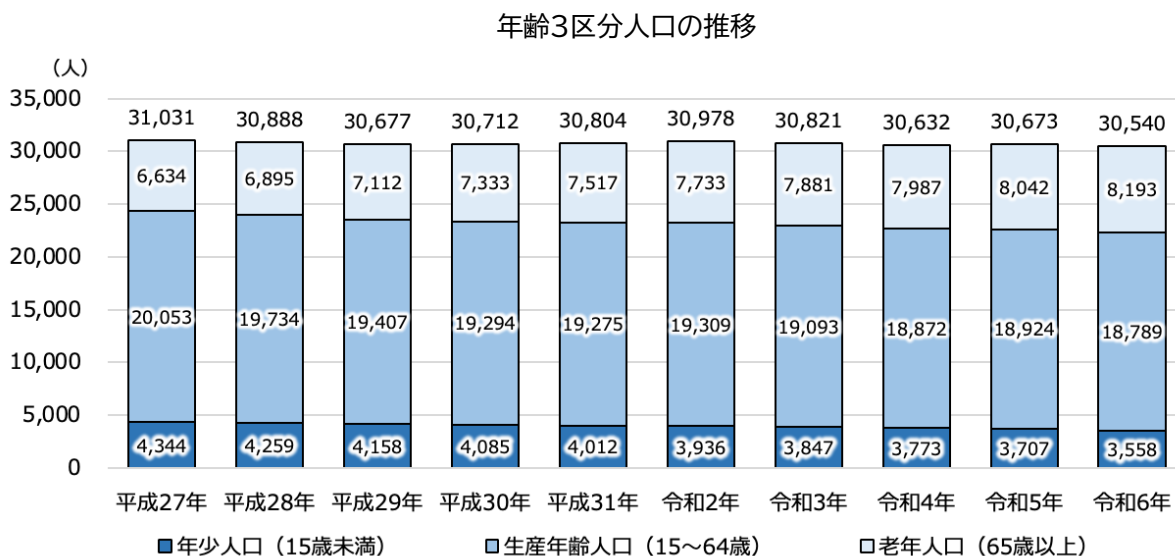
(1)人口

本市の人口は、男性、女性ともほぼ横ばいの状態にあります。

年齢3区分人口の比率では、老年人口が平成27年の6,634人（21%）から令和6年では8,193人（27%）に増加し、年少人口、生産年齢人口の比率はそれぞれ減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

中央市に住民登録している外国人の人口および外国人が占める比率は次図のとおりです。

なお、令和6年3月末時点での山梨県全体での外国人の比率が2.35である（山梨県常住人口データから）ことから、中央市は山梨県の平均値を大きく上回っていることが分かります。

住民登録している外国人の人口および外国人が占める比率

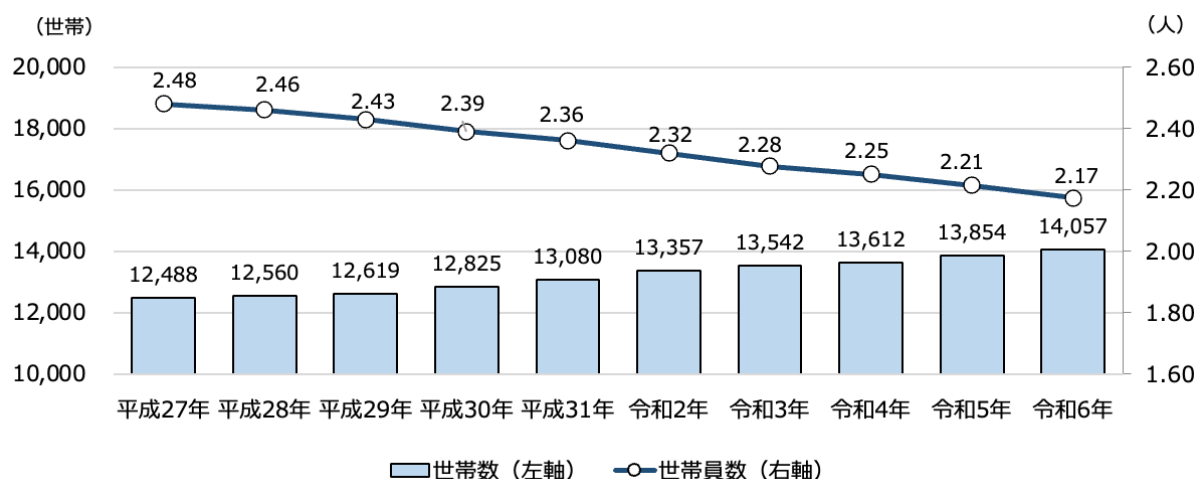


出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2)世帯数

世帯数は増加傾向にあり、平成27年の12,488世帯から、令和6年には14,057世帯と1,569世帯増加しています。一方、一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平成27年の2.48人から、令和6年には2.17人となっています。

世帯数と一世帯あたり世帯員数の推移

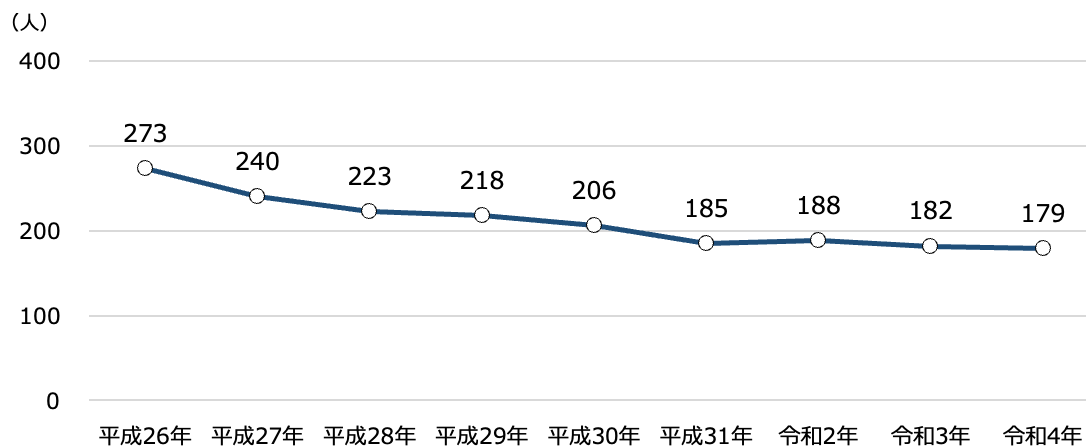


出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3)出生数

出生数は、わずかに増加している年もありますが、平成26年以降では、緩やかに減少傾向となっています。平成26年では273人でしたが、令和4年には179人と94人減少しています。

出生数の推移

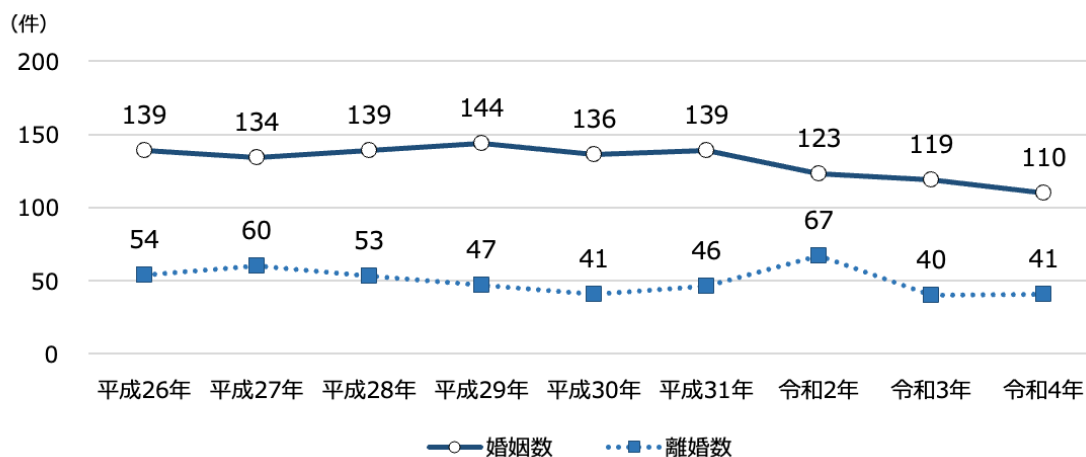


出典：人口動態統計

(4)結婚・離婚

婚姻件数は、平成31年までほぼ横ばいで推移していましたが、その後減少傾向にあります。一方、離婚件数は令和2年に大幅に増加しましたが、全体としては減少傾向にあります。

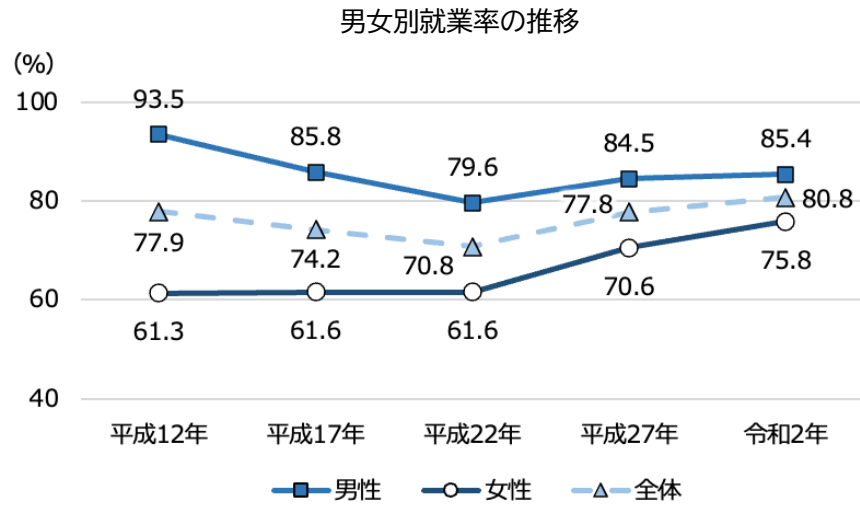
婚姻数と離婚数の推移



出典：人口動態統計

(5) 就業率

就業率¹は上昇傾向にあり、全体では 80.8%となっています。特に女性の伸びが大きく、平成 27 年の 70.6%から令和 2 年には 75.8%まで上昇しています。



出典：国勢調査

¹ 就業率 = 25 歳～44 歳の就業者数 / 25 歳～44 歳の人口 × 100

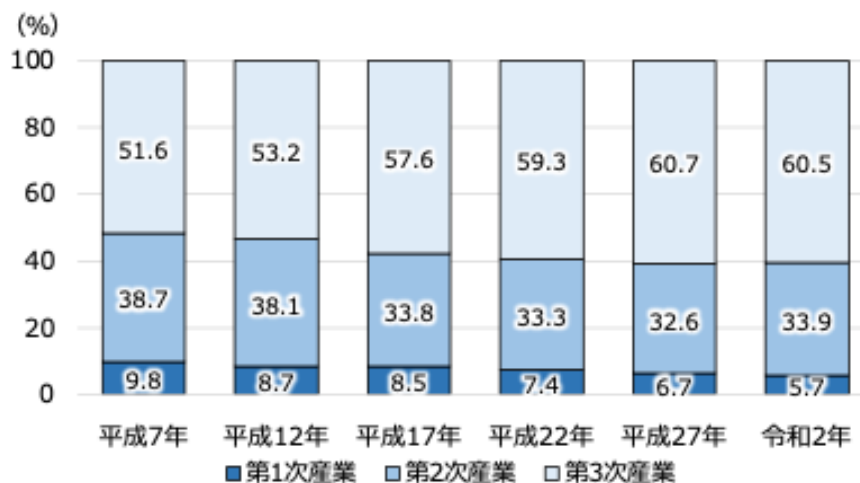
※国による「子育て安心プラン」における女性の就業率に準じ、25 歳～44 歳の人口及び就業者数により算出。

(6) 産業別就業者

本市の産業別の就業者構成比をみると、第1次産業¹及び第2次産業²の減少と第3次産業³の増加が見られます。第1次産業に関しては、平成27年の6.7%から5.7%に減少しています。

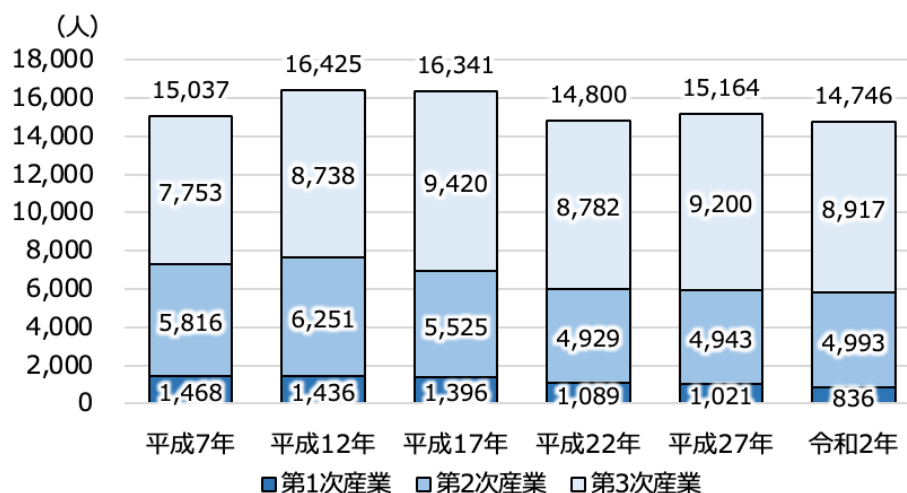
就業者数でみても第1次産業就労者は減少しており、900人を下回っています。

産業別就業者構成比の推移



出典：令和2年国勢調査

産業別就業者数の推移



出典：令和2年国勢調査

¹ 農業、林業、漁業（水産業）

² 鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、建設業

³ 電気・ガス・水道、運輸、通信、小売、卸売、飲食、金融、保険、不動産、その他のサービス業、公務

2 教育・保育施設の状況

(1)市内の教育・保育施設

本市には5か所の公立保育園、3か所の私立認定こども園、4か所の小規模保育事業所があります。

(公立園)

令和7年3月末現在

施設名	玉穂保育園	田富第一保育園	田富第三保育園	田富北保育園	豊富保育園
住所	成島 2387-2	布施 3015	東花輪 1173	山之神 22-59	大鳥居 3790
開所時間	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00
乳幼児保育	有	有	有	無	有

(私立園)

令和7年3月末現在

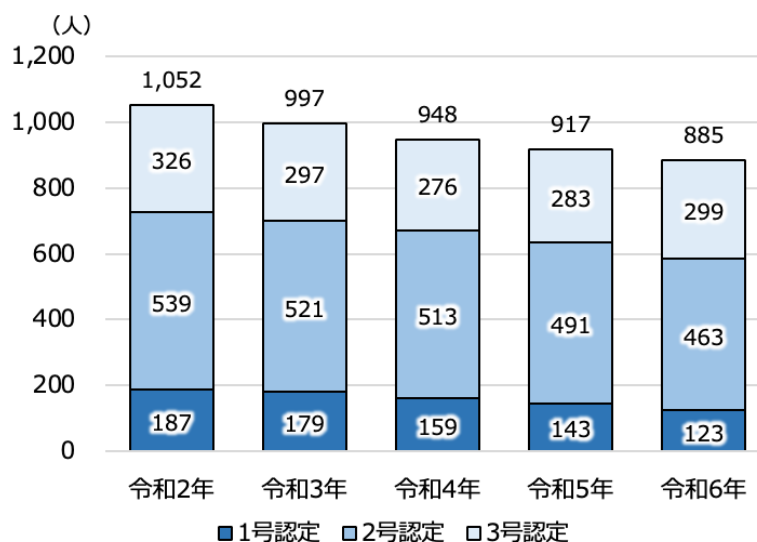
設置主体	学校法人 中澤学園	学校法人 井口学園	社会福祉法人 成島	株式会社 子ども企画	一般社団法人 多文化リソース センター やまなし	株式会社 子ども企画	一般社団法人 ミモザ 保育園
施設名	みかさ こども園	わかば幼稚 園	まみい・キッ ズこども園	ゆりかご 愛児園	みんなの いばしょ	西はなわ 保育園	ミモザ 保育園
事業種別	認定 こども園	認定 こども園	認定 こども園	地域型 保育事業	地域型 保育事業	地域型 保育事業	地域型 保育事業
事業類型	幼保連携型	幼保連携型	幼保連携型	小規模保育 事業A型	小規模保育 事業C型	小規模保育 事業A型	小規模保育 事業A型
住所	臼井阿原 813-6	井之口 937-2	成島 1072-1	若宮 12-9	東花輪 1844-2	西花輪 452-2	下河東 1941-3
開所時間	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00	7:30～ 18:30	7:30～ 19:00	7:30～ 19:00
乳幼児保育	有	有	有	有	有	有	有

(2)市内の教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設及び小規模保育事業所の利用状況は、全体としては減少傾向にあります。

認定別に見ると、1号認定、2号認定が一貫して減少傾向にある一方、3号認定は令和4年以降増加しています。

教育・保育施設の利用人数の推移



提供：中央市子育て支援課（各年10月1日現在）



保育施設での保育の様子(田富第一保育園)

3 児童館・放課後児童クラブの状況

(1)市内の児童館

本市には8か所の児童館があり、地区ごとの内訳は、玉穂地区2か所、田富地区5か所、豊富地区1か所となっています。

令和7年3月末現在

施設名	れんげ児童館	玉穂西部児童館	田富中央児童館	田富わんぱく児童館
住所	成島 2266	下三條133	布施2382	東花輪1351-1

施設名	田富ひばり児童館	田富杉の子児童館	田富すみれ児童館	豊富児童館
住所	山之神 1156-119	西花輪1415-3	布施242-3	大鳥居3770

(2)市内の放課後児童クラブ

市内には、小学1年生から6年生を対象とした放課後児童クラブが7か所あります。公立では玉穂地区2か所、田富地区3か所、豊富地区1か所あり、主に市立児童館を活用して実施しています。私立では、田富地区に社会福祉法人ひとふさの葡萄が運営している「またあした」があります。

令和7年3月末現在

施設名	れんげ児童館 放課後児童クラブ	玉穂西部児童館 放課後児童クラブ	田富中央児童館 放課後児童クラブ	田富杉の子児童館 放課後児童クラブ
住所	成島 2266	下三條133	布施2382	西花輪1415-3

施設名	田富すみれ児童館 放課後児童クラブ	豊富 放課後児童クラブ	社会福祉法人ひとふさの葡萄 またあした
住所	布施 242-3	大鳥居3866	臼井阿原1658-4

4 子育てサークルなどの状況

本市には子育て支援活動を行うサークルやボランティア団体、子ども食堂などが活動しており、各団体で子育て支援活動を実施しています。

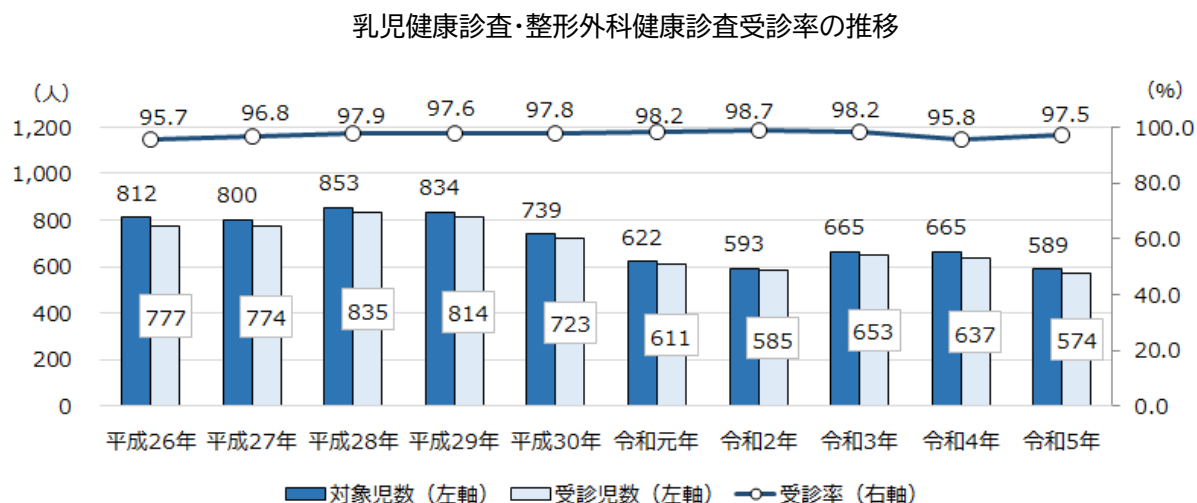
分類	団体名	活動内容
ボランティア団体	おんぶこあら	子育て支援センターや図書館などでのこどもイベントにおける託児ボランティア、遊びの広場の開催などを行っています。
子育て支援活動	子育てママサークル にこにキッズ	児童館等に集まり親子で製作や屋外遊びなど、親子で楽しく活動しながらこどもの成長を見守っています。
	CHUO*C 子育て応援ネットワーク トタタ	中央市での子育てを豊かにすることを目指す、子育て応援団体です。子育て cafe などのイベントや講演会を主催しています。
子育て支援活動や食糧支援	NPO法人 地域つながりお茶会 ちびチュウ	親子のあそびの広場や、様々な体験を提供しています。また、食糧支援を行っています。
子ども食堂	French-Bulldog 子供マルシェ	地域のこども達、ひとり親、学生さんなどにお弁当・お菓子・日用品等を配布しています。
	子ども食堂 ひまわり	地域の大人、こどもたちの交流拠点として、子ども食堂や遊びを行っています。
	せりざわのこども食堂	こども達に、お店特製のカレーライスを食べてもらい、忙しいお母さん、お父さんの息抜きになれるように開催しています。
	ウェルのふれあいキッチン	こどもだけでご飯を食べている家庭や1人で食べている高齢の方などに、楽しくおしゃべりしながら、食事を召し上がっていただきたいという思いから開催しています。

※市ホームページに掲載している子育て支援団体や子育て支援活動促進事業補助金を支給している団体などを掲載しています。この他にも様々な団体や個人が市内で活動していただいています。

5 母子保健の状況

(1) 乳児健康診査(4、7、12か月)・整形外科健康診査

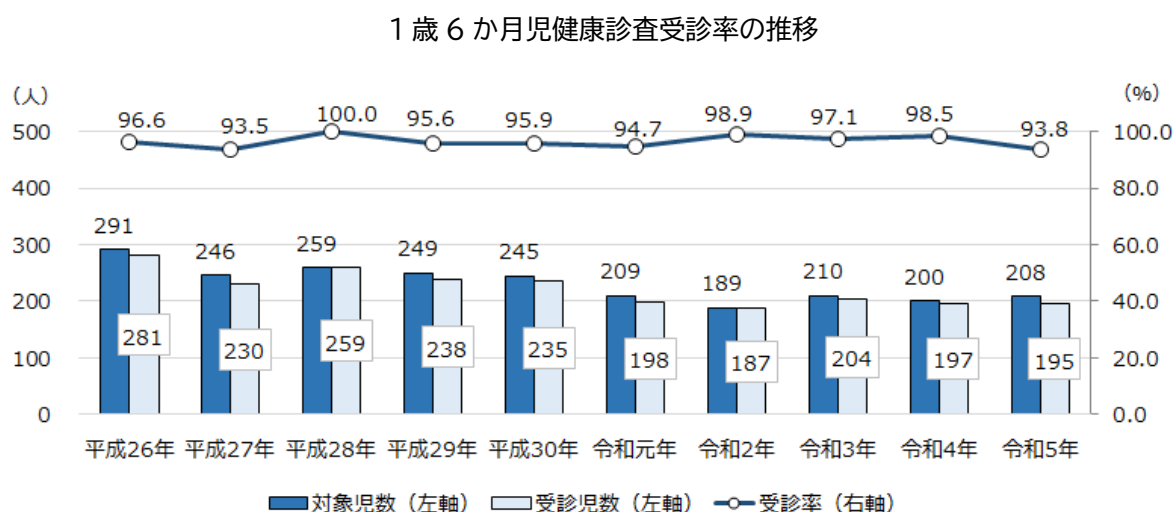
対象児数は、全体的に減少傾向にあり、令和5年の対象児数は589人と過去10年で最少となっています。受診率については、90%台後半で推移しています。



提供：中央市健康増進課

(2) 1歳6か月児健康診査

対象児数は、全体的に減少傾向にあり、令和5年には208人となっています。受診率は平成28年に100%となりましたが、直近は90%台で推移しています。

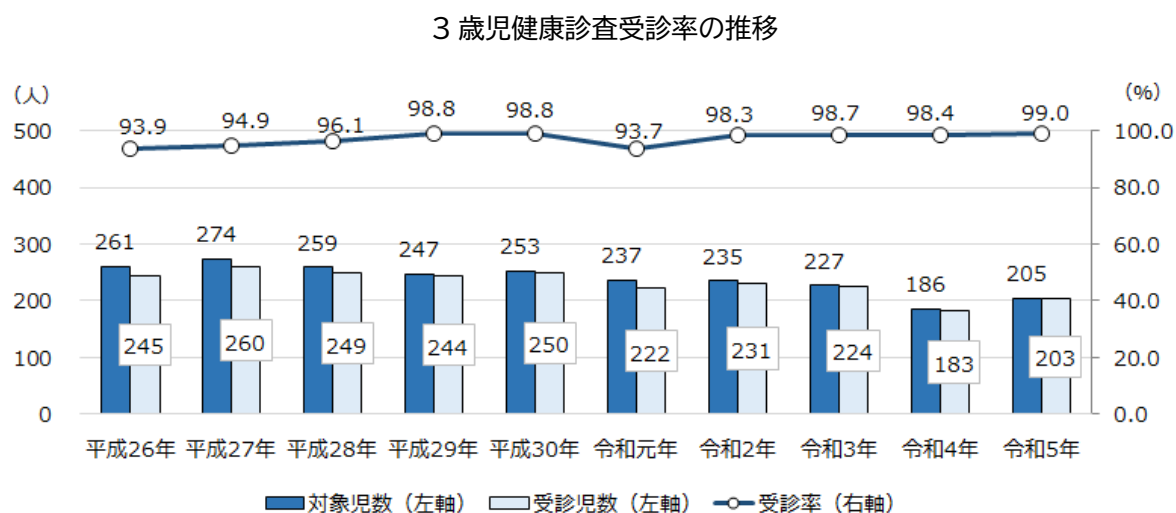


提供：中央市健康増進課

(3)3 歳児健康診査

対象児数は、全体的に減少傾向にあり、令和5年には205人となっています。

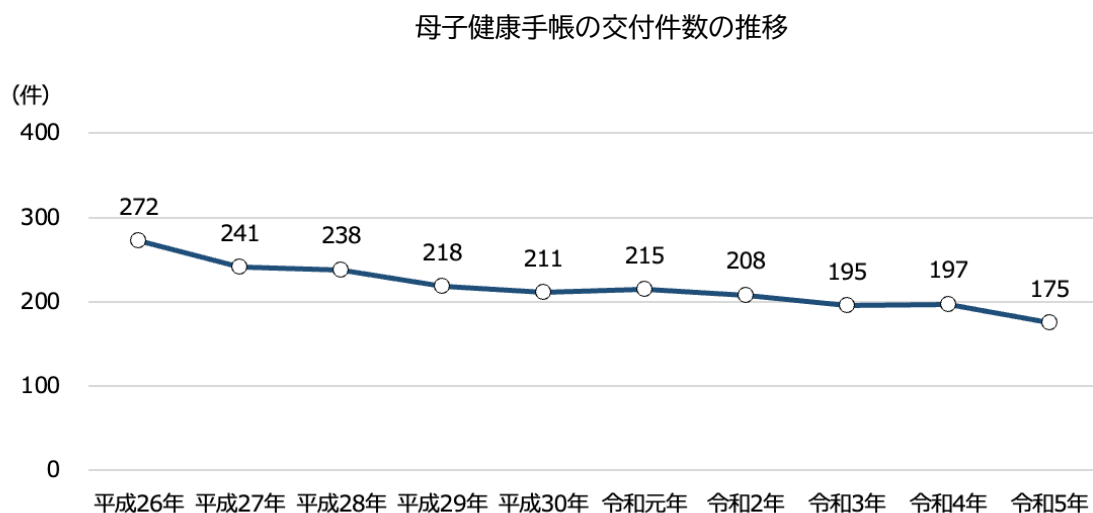
受診率は令和元年に93.7%とやや低くなりましたが、直近は90%台後半で推移しています。



提供：中央市健康増進課

(4)母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付件数は、出生数の低下にともない、平成26年の272件から減少傾向にあり、令和5年の交付件数は175件と過去10年で最少となっています。

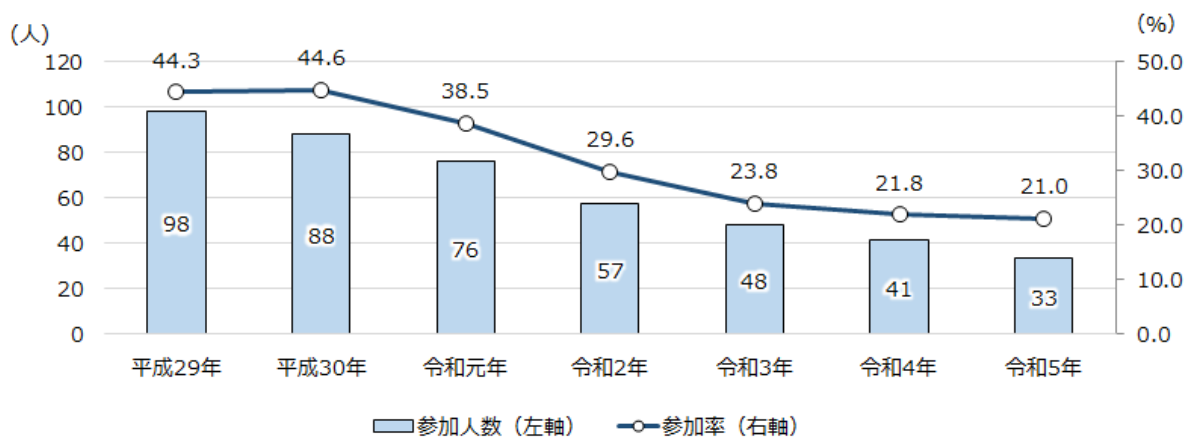


提供：中央市健康増進課

(5)すこやか相談(乳児)の実施

乳児の保護者を対象としたすこやか相談は令和2年度から感染症対策として予約制となったこともあり、参加人数は減少しています。

すこやか相談の参加人数の推移



提供：中央市健康増進課



1歳6か月健康診査の様子(玉穂勤労健康管理センター)

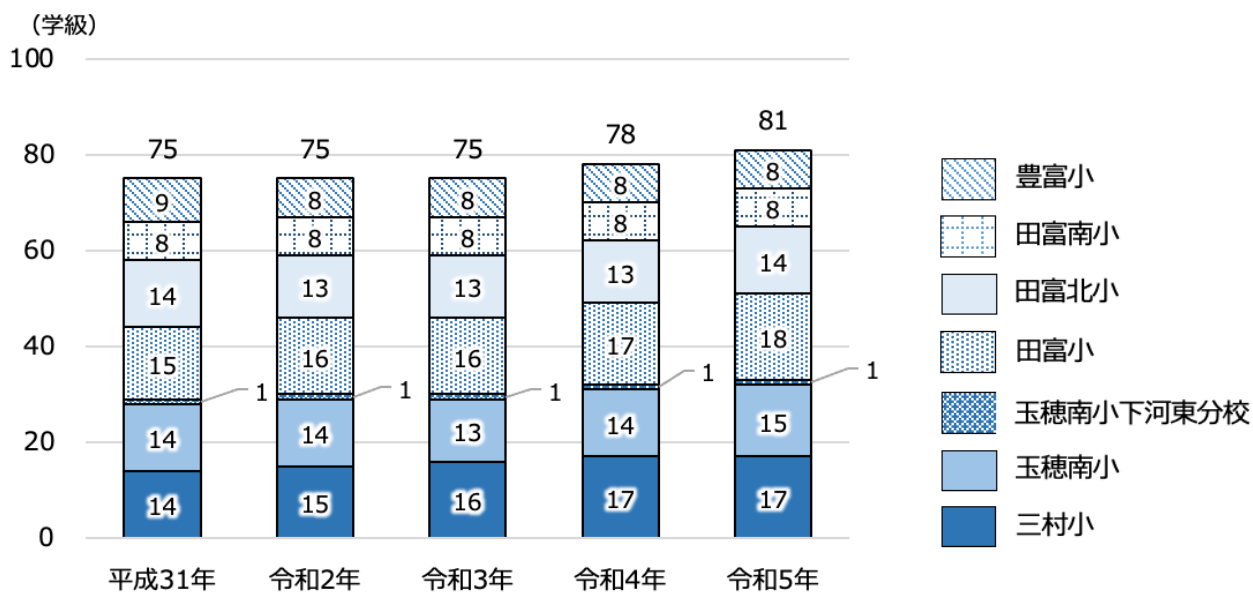
6 就学の状況

(1) 小学校の状況

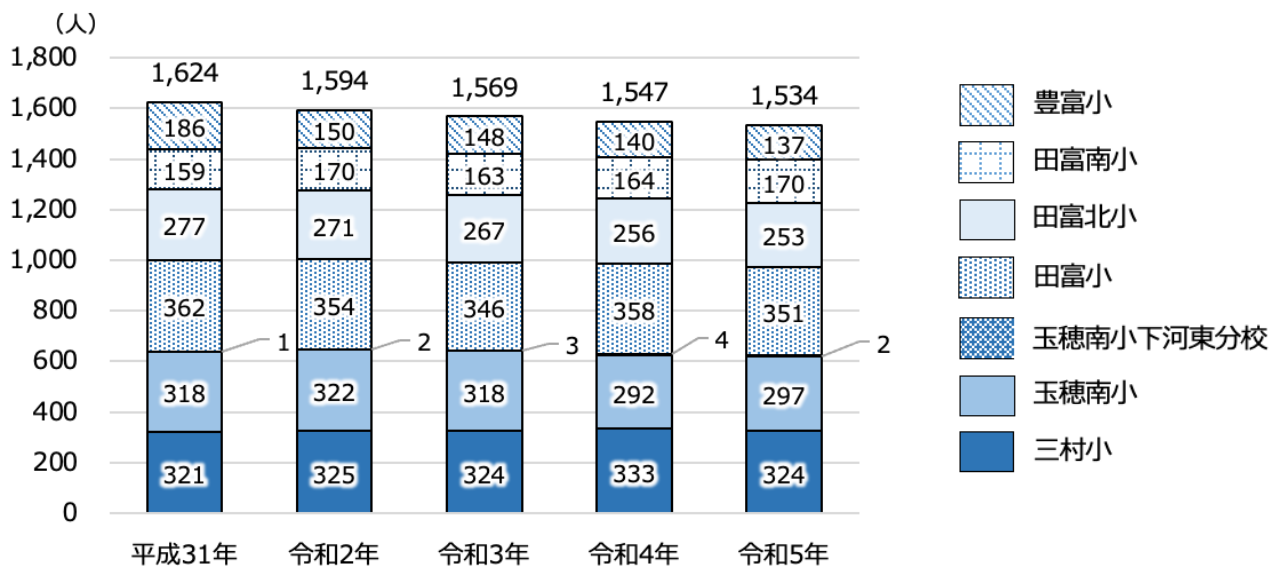
本市に小学校は、山梨大学医学部附属病院内に併設されている玉穂南小学校下河東分校を含めて7校あります。各小学校の学級数は、こどもの数に応じて年度ごとに増減があります。

児童数は減少傾向にあり、平成31年度は1,624人でしたが、令和5年度には、1,534人となっており、90人減少しています。

学級数の推移



児童数の推移



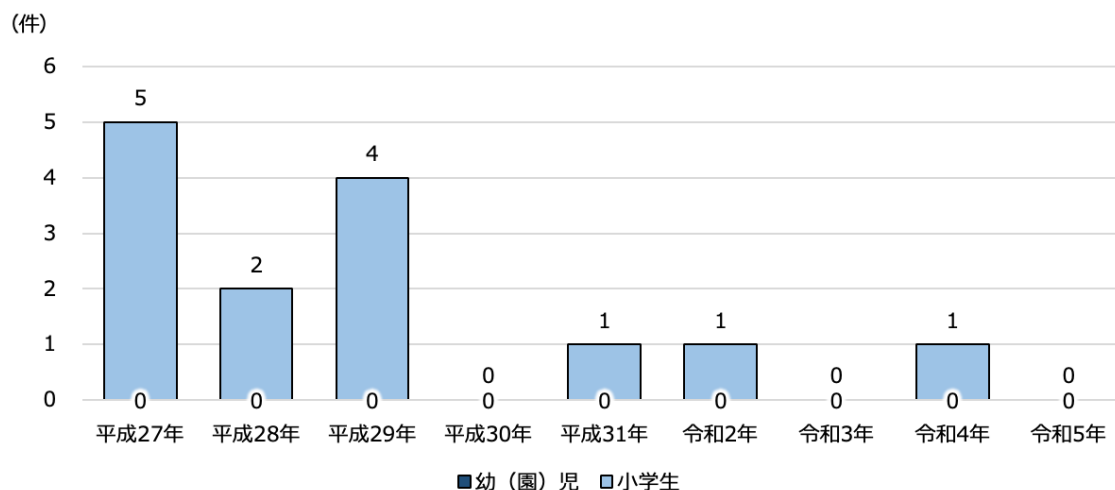
7 安全の状況

(1) こどもの交通事故発生件数

平成27年以降、幼（園）児の事故は発生していません。

小学生の事故は減少傾向にあるものの、年によっては発生しています。

こどもの交通事故発生件数の推移

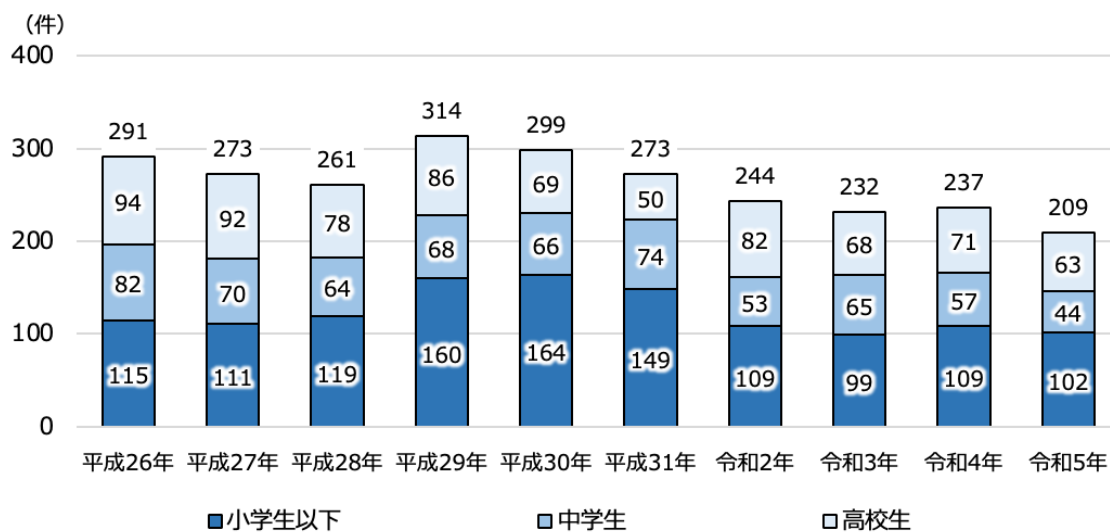


出典：警察庁交通年鑑

(2) こどもに対する不審者等事案の発生件数

山梨県内での声掛け事案等の発生件数は概ね減少傾向であるものの、小学生以下が対象となった事案が約5割と最も多くなっています。（この件数は山梨県内で発生した声掛け行為、つきまとい行為、わいせつ的行為、暴行的行為、不審者等の事案を集計されたもの）

こどもに対する不審者等事案の発生件数の推移



出典：山梨県警統計資料

第3章 ニーズ調査（住民アンケート）結果について

1 ニーズ調査の概要

(1)調査目的

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間の一期とする「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を行ってきました。この計画期間が令和6年度で満了となることから、新たに「第3期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。策定にあたっては、教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」を算出する必要があります。小学生以下の子どもをもつ家庭を対象に「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等に関するアンケート調査を実施しました。

(2)調査期間

令和6年7月1日～ 7月19日

(3)調査対象及び回収率

調査対象	発送数	回収数			有効回収率
		郵送	WEB	計	
未就学児	1,184	242	293	535	45.2%
小学生	1,478	340	379	719	48.6%
合計	2,662	582	672	1254	47.1%

(4)調査の内容

ニーズ調査の内容については、巻末の資料編に掲載。

(5)記号について

単一回答・・・1項目のみ選択して回答する。

複数回答・・・あてはまる項目を複数回答する（一部回答数を限定しているものもある）。

自由回答・・・回答者の考えを自由に記入する。

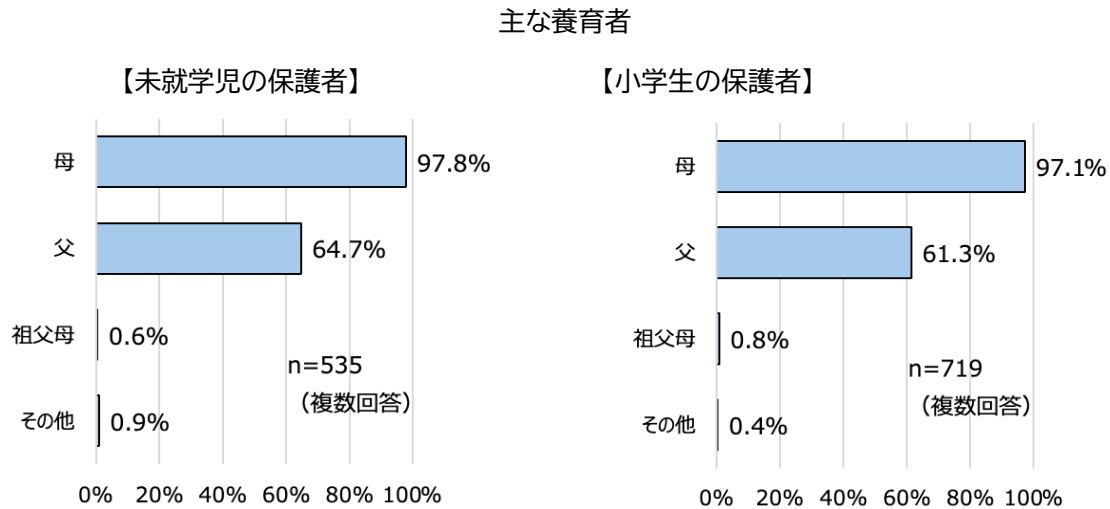
n・・・・・・回答者数（number）を表す。「n=100」は、回答者数が100人ということ。

※複数回答の場合は、合計値が100%にならない場合がある。

※単一回答の場合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある。

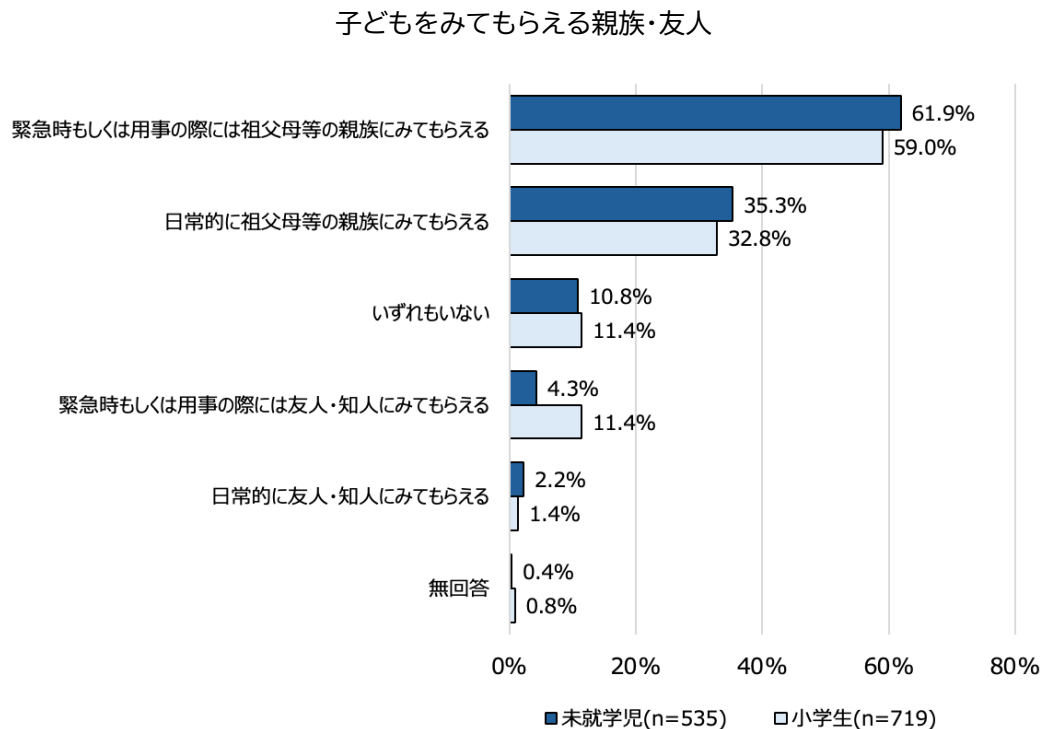
2 ニーズ調査結果

(1)主な養育者について



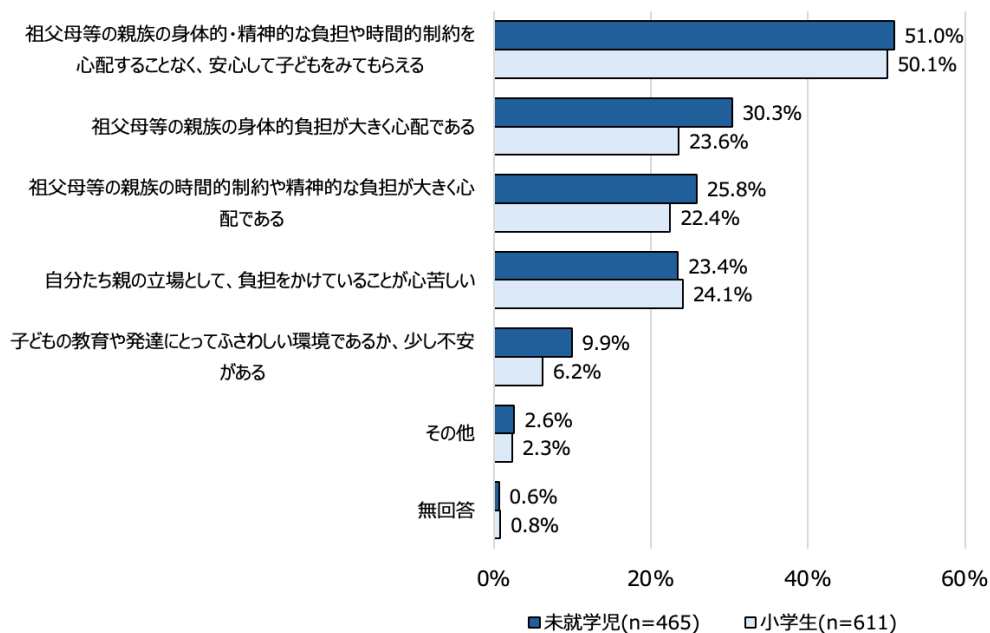
未就学児、小学生ともに「母親」が9割以上で最も多く、次いで「父親」が6割程度となっています。

(2)日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか、また預かる人の負担について



未就学児、小学生とも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割程度と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割程度となっています。ただし、未就学児の10.8%、小学生の11.4%は「いずれもない」と回答しています。

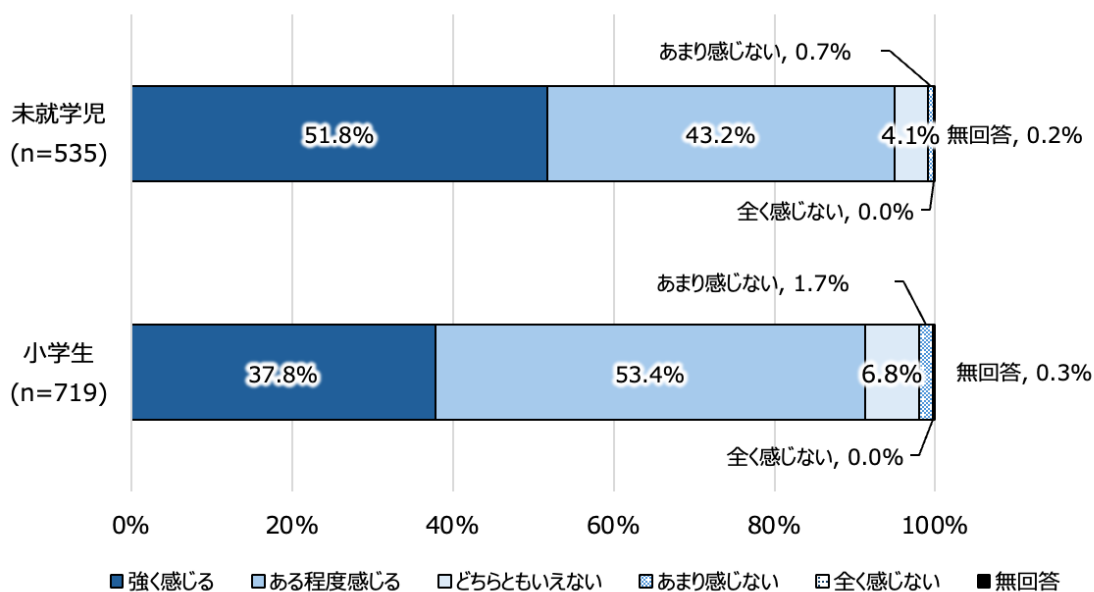
子どもを見てもらっている状況



未就学児、小学生とも「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多くなっていますが、特に未就学児では、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」30.3%と多くなっています。

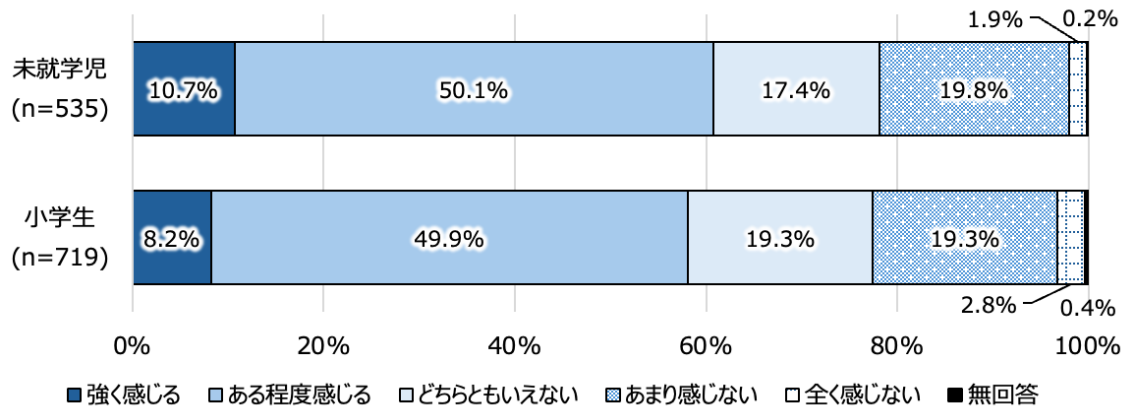
(3)子育ての中で感じる楽しさや負担について

子育ての中で感じる楽しさ



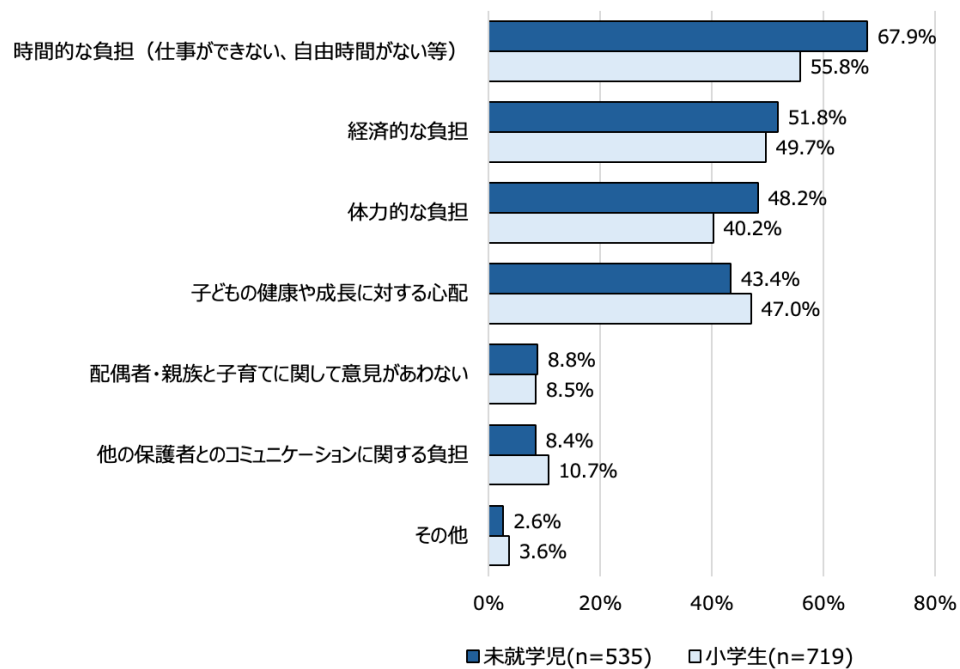
未就学児の51.8%、小学生の37.8%が「強く感じる」と回答しています。「ある程度感じる」も合わせると未就学児・小学生とも9割以上が楽しさを感じています。

子育ての中で感じる負担、辛さ



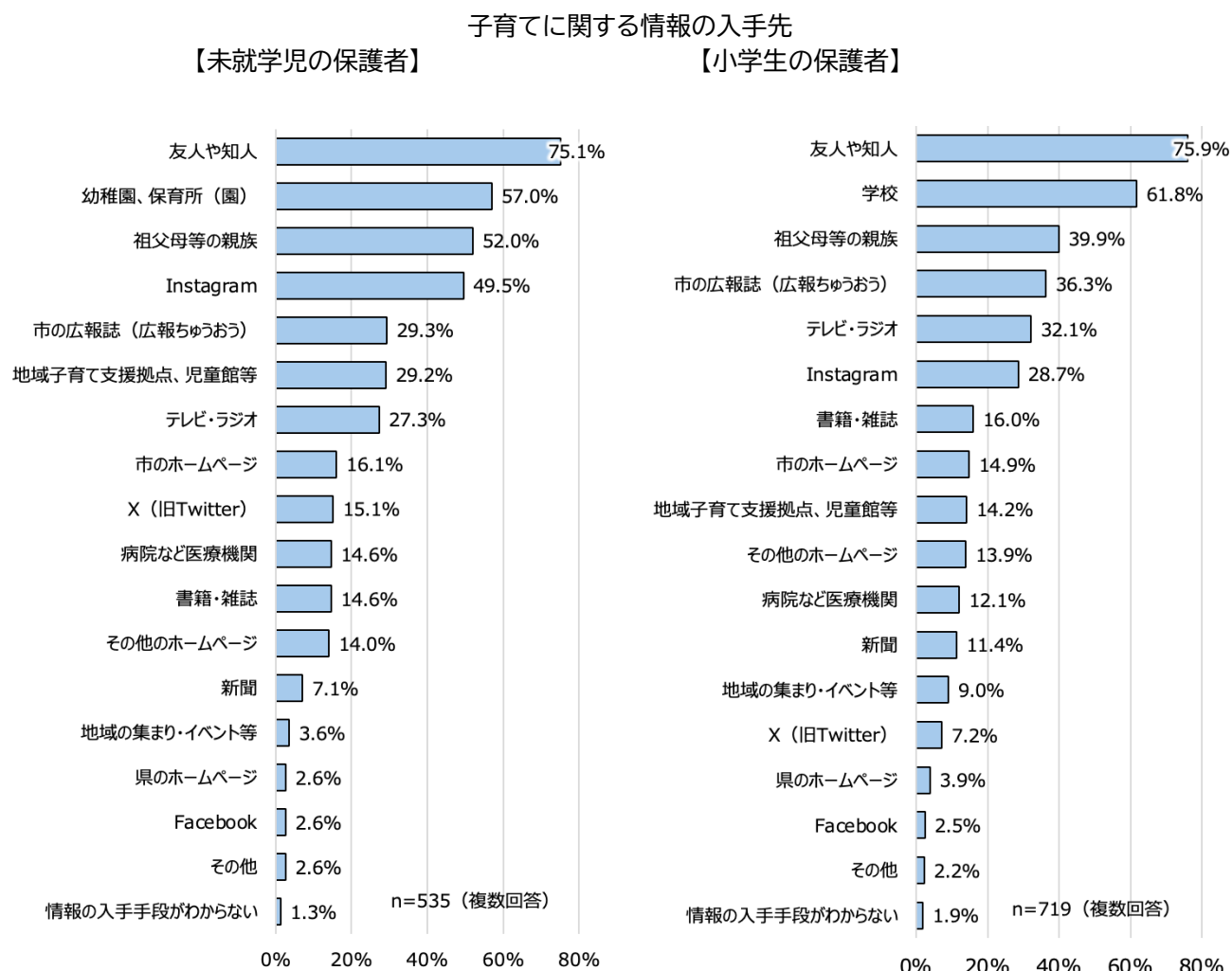
未就学児、小学生とも10%程度が「強く感じる」と回答しています。「ある程度感じる」も合わせると未就学児・小学生とも6割程度が負担、辛さを感じています。

子育ての中で感じる負担、辛さの理由



未就学児、小学生とも「時間的な負担（仕事ができない、自由時間がない等）」が最も多くなっています。特に、未就学児では67.9%と高くなっています。

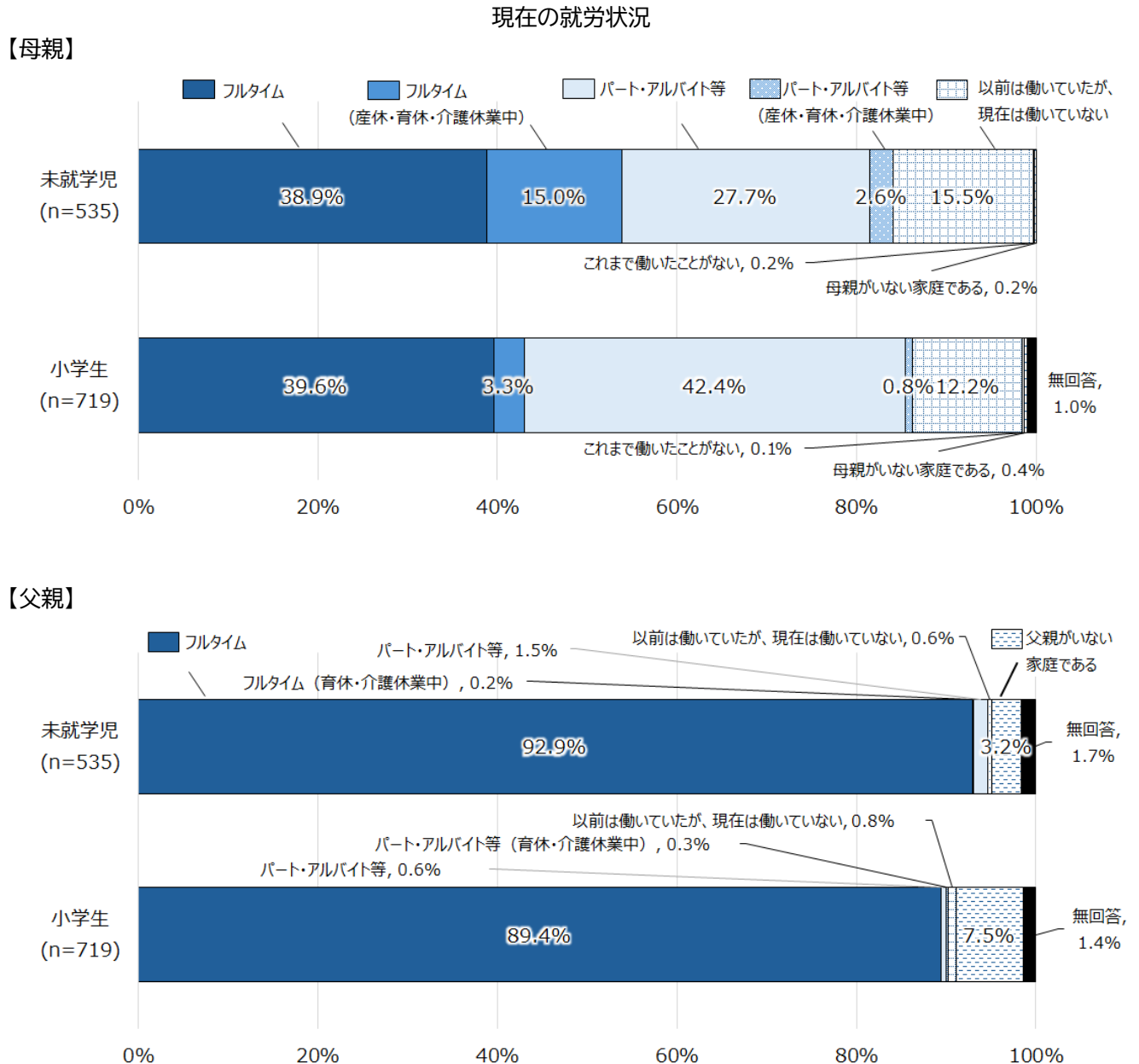
(4)子育てに関する情報の入手先について



未就学児、小学生とも「友人や知人」が最も多く、「幼稚園、保育所（園）」もしくは「学校」、「祖父母等の親族」が続いています。

未就学児に関しては、約半数が「Instagram」を挙げており、子育て情報などを SNS によって調べようとする保護者の行動がうかがえます。

(5)両親の就労状況について

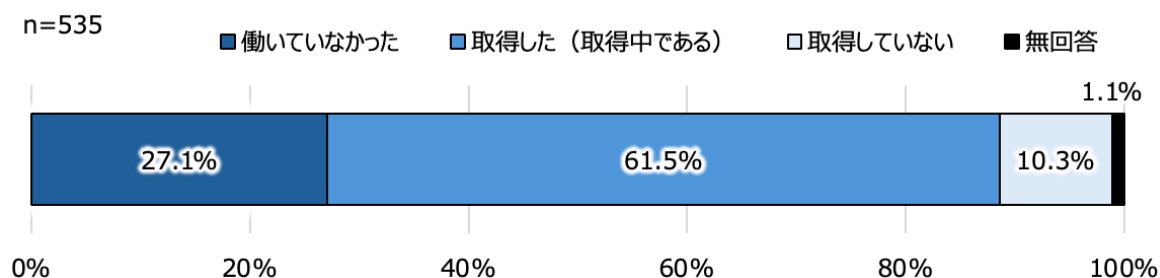


母親に関しては、未就学児、小学生とも「フルタイム」は4割程度となっています。未就学児では「育休中」が15%となっていますが、小学生では育休中は少なく、「パート・アルバイト等」が多くなっています。育児休業後に、フルタイムではなく、パート・アルバイトを選択している母親が一定数いることが推察されます。なお、父親に関しては、ほとんどが「フルタイム」となっています。

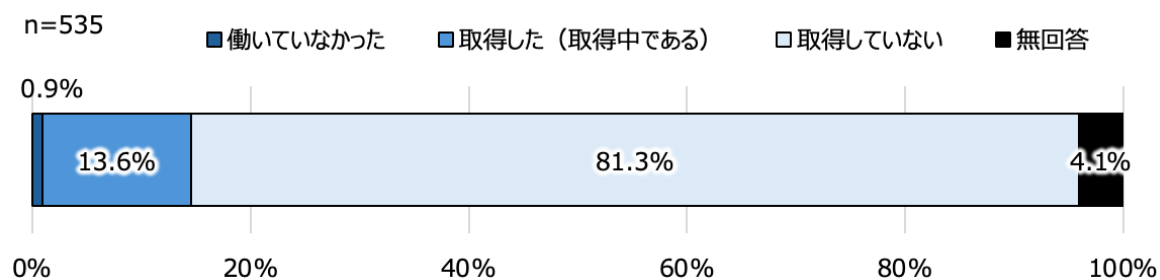
また、未就学児で約3%、小学生で約8%が母子家庭からの回答となっています。なお、父子家庭からの回答はどちらも1%未満となっています。

育児休業の取得状況(未就学児の保護者を対象)

【母親】

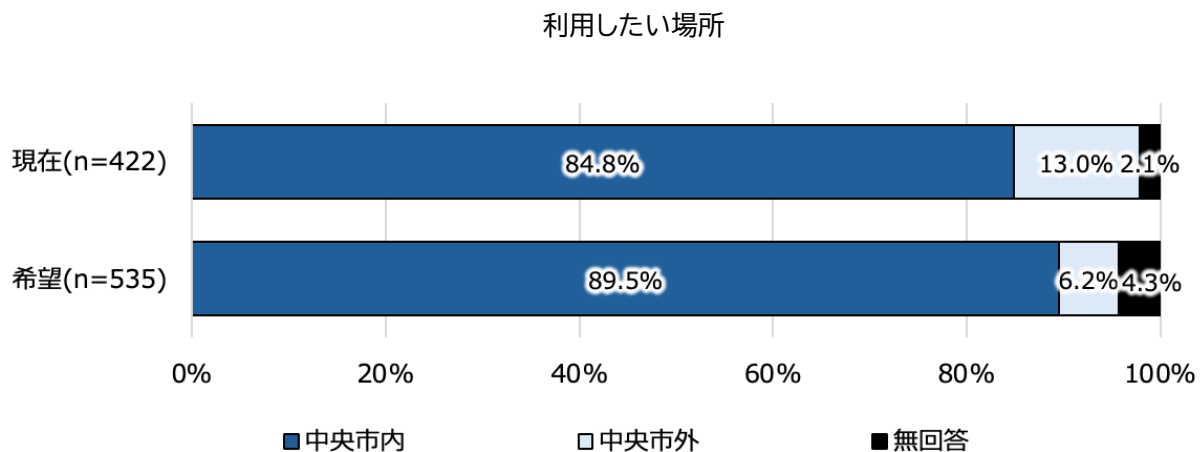
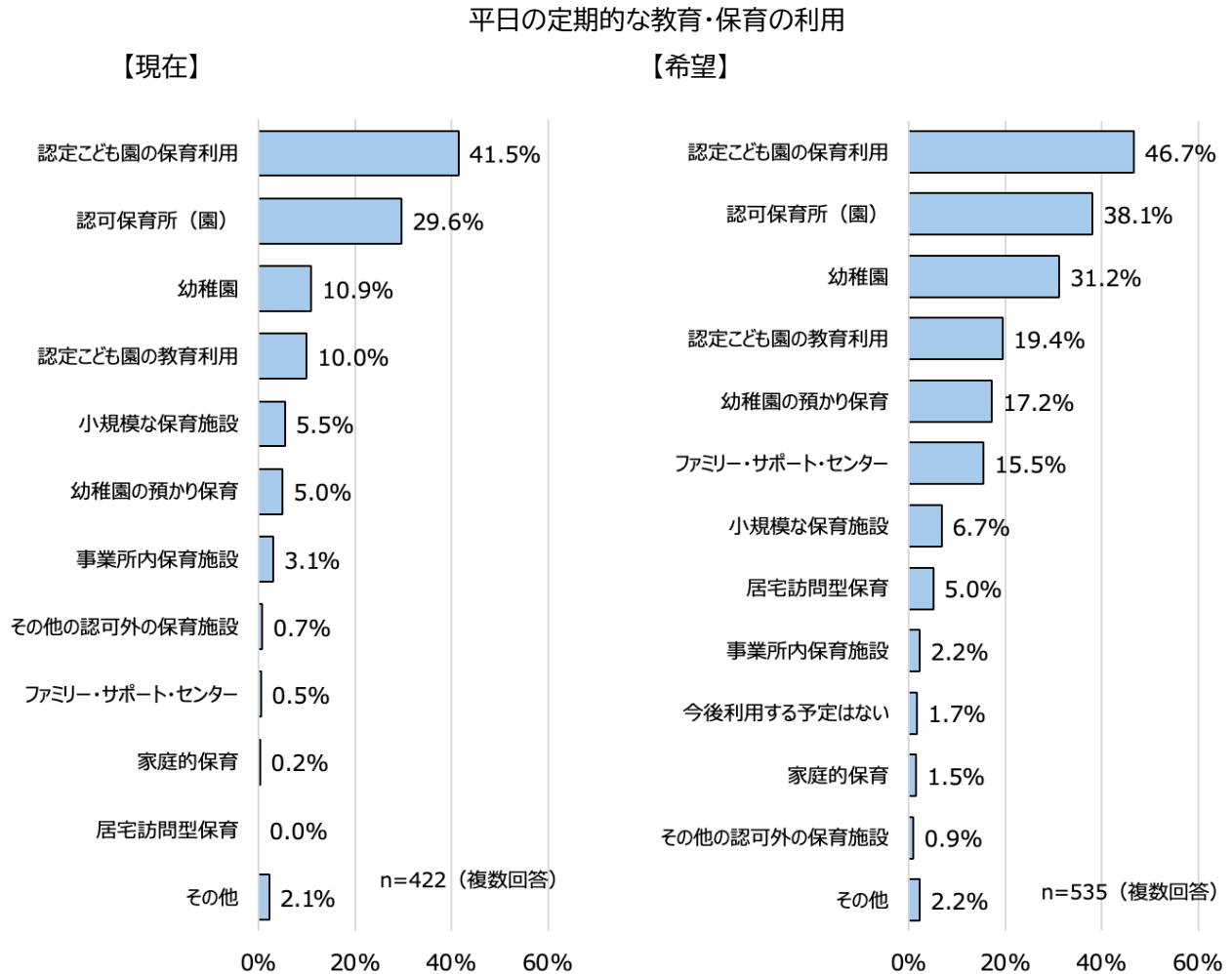


【父親】



母親に関しては、「取得した(取得中である)」が61.5%と最も多く、「取得していない」は10.3%となっています。父親に関しては、「取得した(取得中である)」は13.6%と少数派であり、81.3%が「取得していない」となっています。

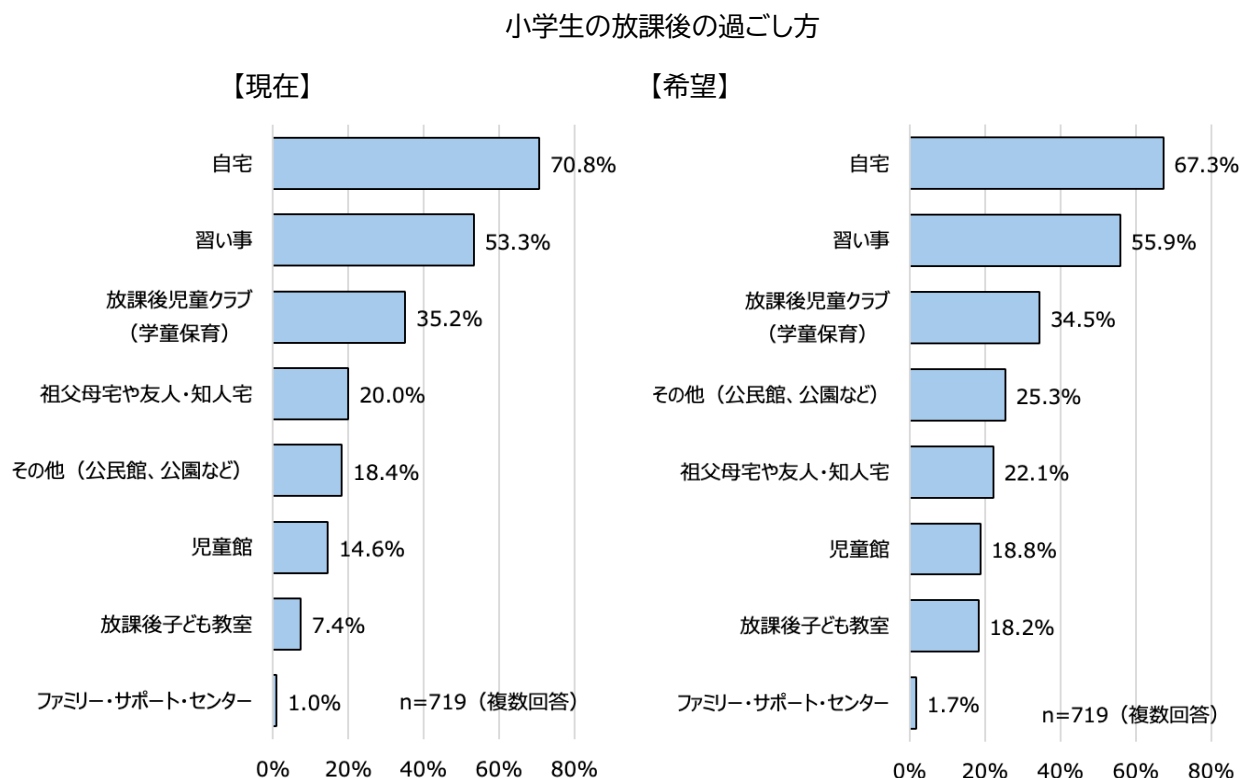
(6)未就学児の教育・保育事業の利用について



「現在」、「希望」とともに「認定こども園の保育利用」が最も多く、「認可保育所（園）」が続いています。

現在の利用場所については、「中央市内」が84.8%、「中央市外」が13.0%となっています。今後利用したい場所に関しては、「中央市内」が89.5%、「中央市外」が6.2%となっています。

(7) 小学生の放課後の過ごし方について

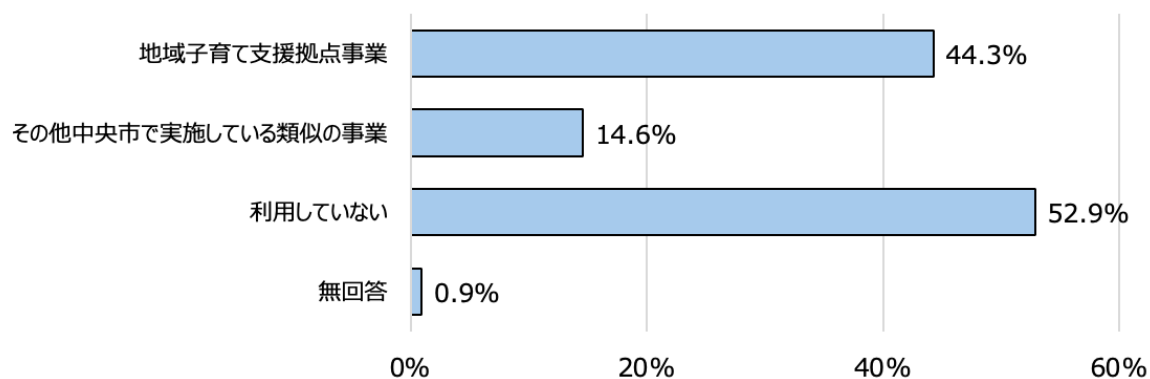


「現在」、「希望」とともに「自宅」が最も多く、「習い事」、「放課後児童クラブ (学童保育)」が続いています。各項目の現在と希望について大きな差はありません。

(8) 各種施策、事業の利用状況などについて

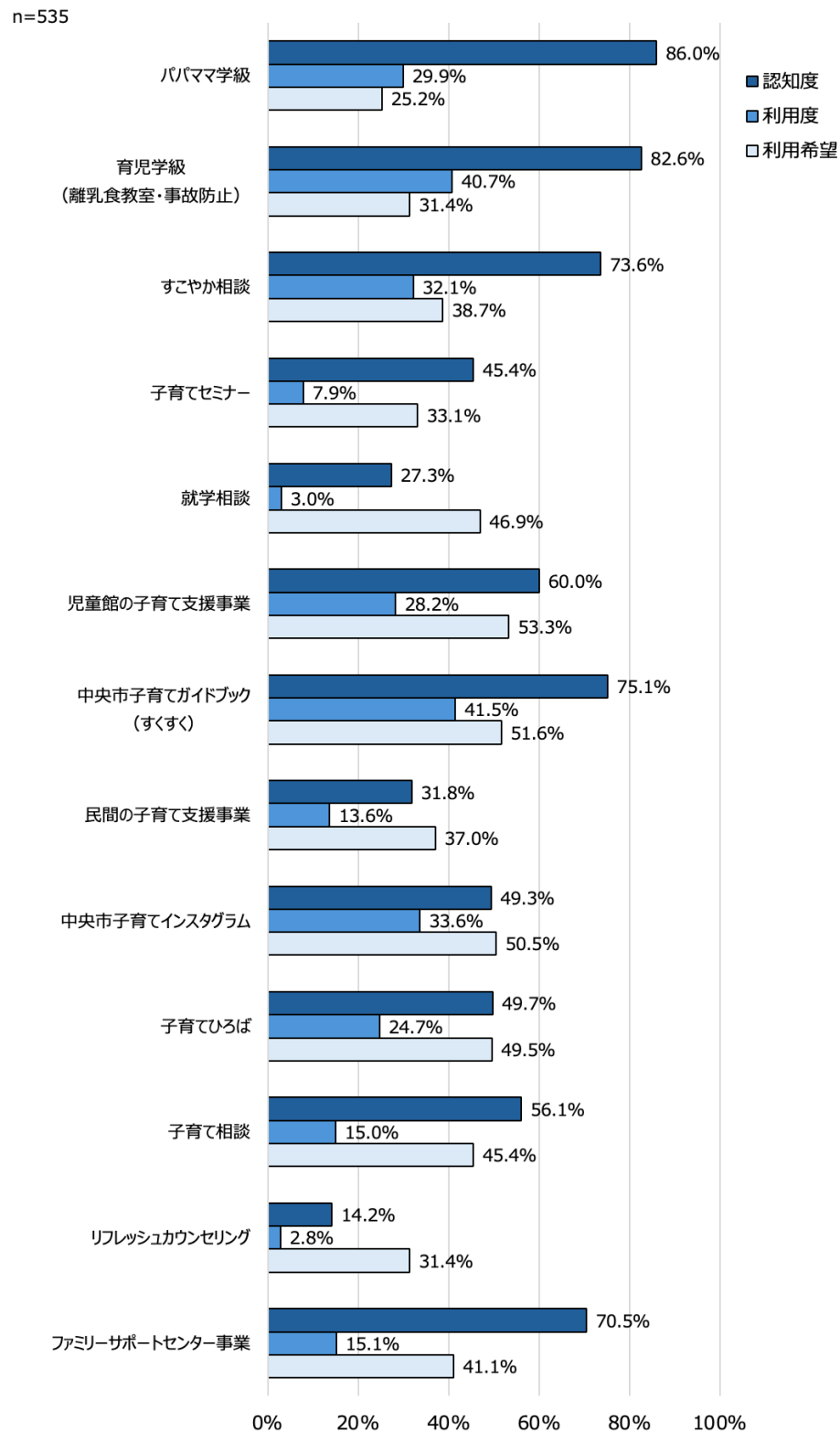
子育て支援拠点等の利用状況(未就学児の保護者を対象)

n=535



子育て支援拠点事業等の利用について、「利用していない」が52.9%となっており、「地域子育て支援拠点事業」は44.3%となっています。

各種事業の認知度・利用状況・利用希望(未就学児の保護者を対象)



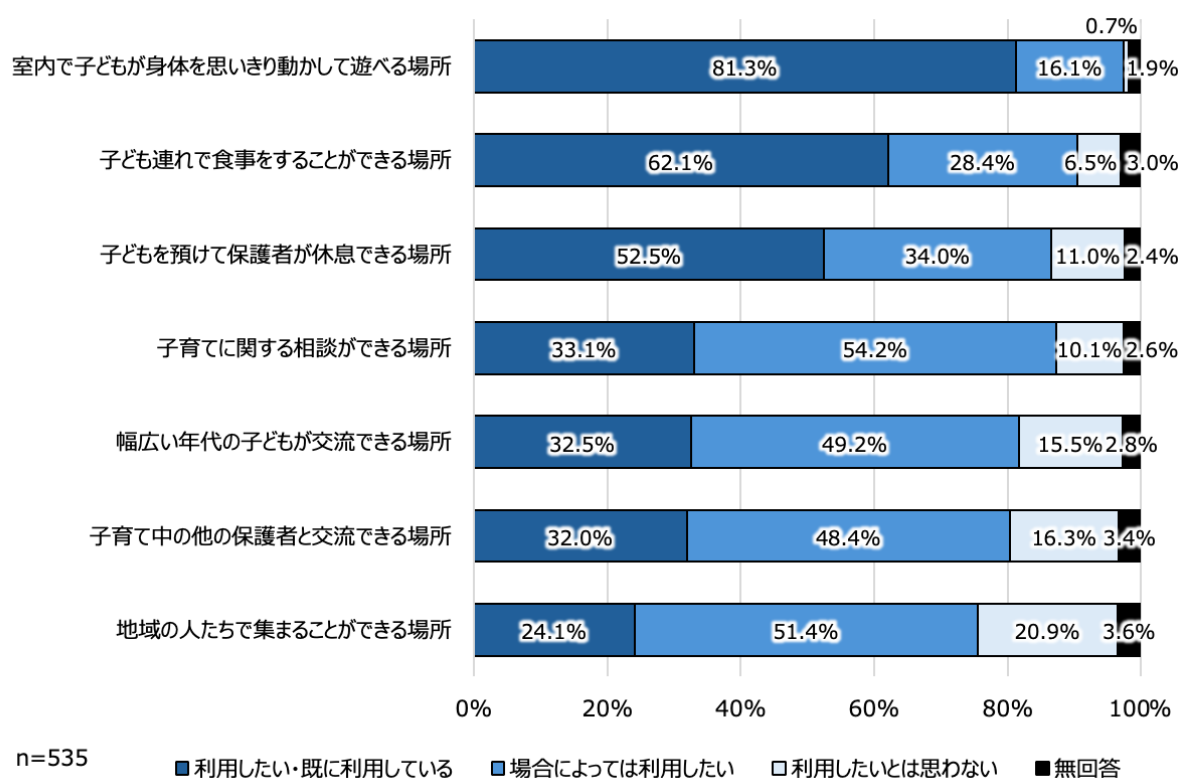
認知度が最も高いのは「パパママ学級」で、「育児学級」、「中央市子育てガイドブック（すくすく）」、「すこやか相談」、「ファミリーサポートセンター事業」が続いています。

利用度が高いのは「中央市子育てガイドブック（すくすく）」、「育児学級」となっています。

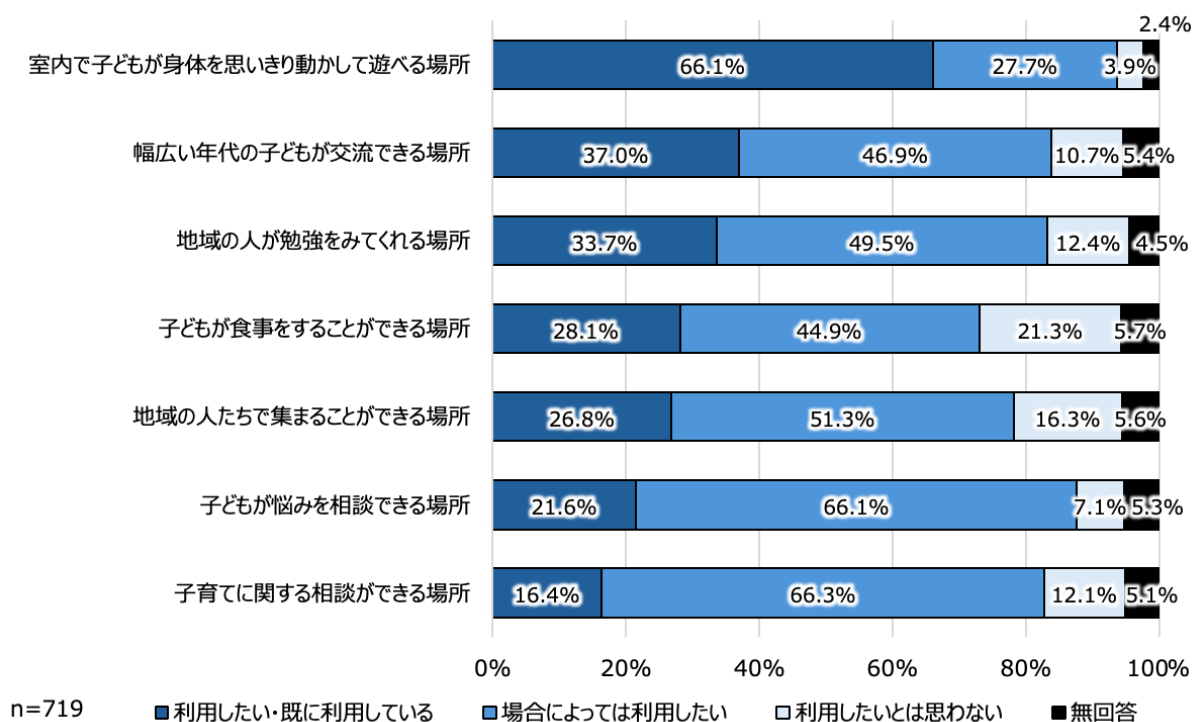
(9)場や施設の利用意向

場や施設の利用意向

【未就学児の保護者】

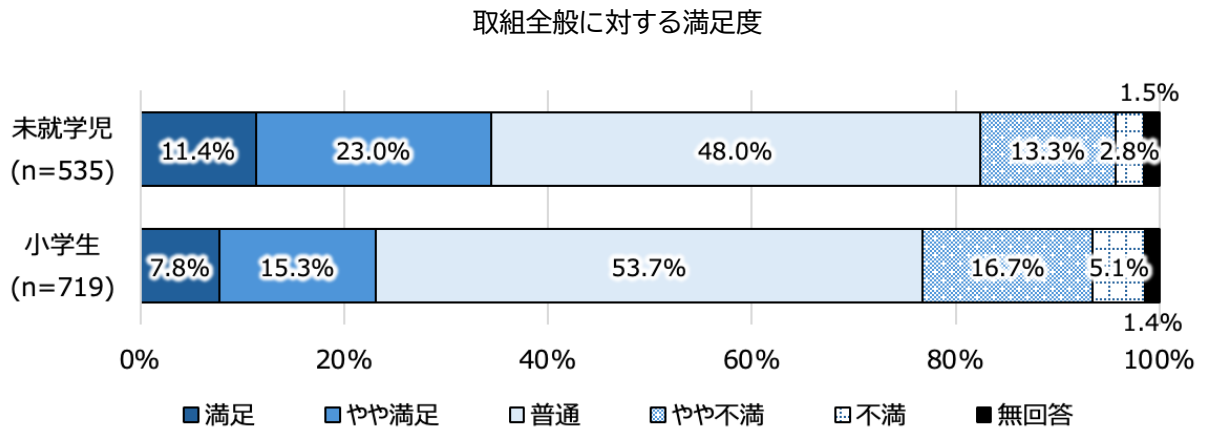


【小学生の保護者】



未就学児の保護者に関して、「室内で子どもが身体を思いきり動かして遊べる場所」、「子ども連れで食事をするところができる場所」の利用希望が高くなっています。小学生の保護者に関しては、「室内で子どもが身体を思いきり動かして遊べる場所」、「子どもが悩みを相談できる場所」が高くなっています。全体を見て、利用希望は一番低いものでも75%を超えており、場や施設の利用について高いニーズが読み取れます。

(10)市の子育て関連施策に対する満足度



未就学児の保護者に関しては、満足が11.4%、やや満足が23.0%となっています。

小学生の保護者に関しては、満足が7.8%、やや満足が15.3%となっており、未就学児の保護者の方が満足している割合が高くなっています。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時のニーズ調査（平成31年1月に実施）では、満足が6.9%、やや満足が15.2%（未就学児の保護者、小学生の保護者を合算）であったため、前期の調査と比較して満足度は上昇傾向にあります。

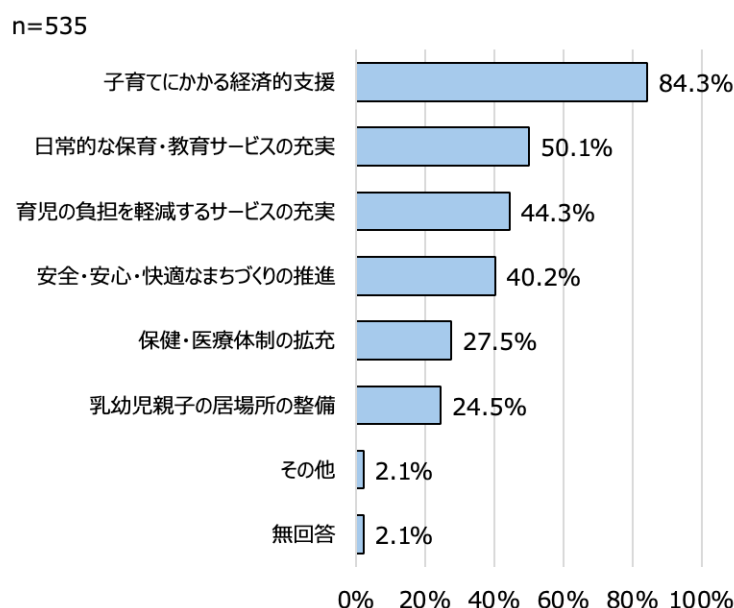


小学校での授業の様子

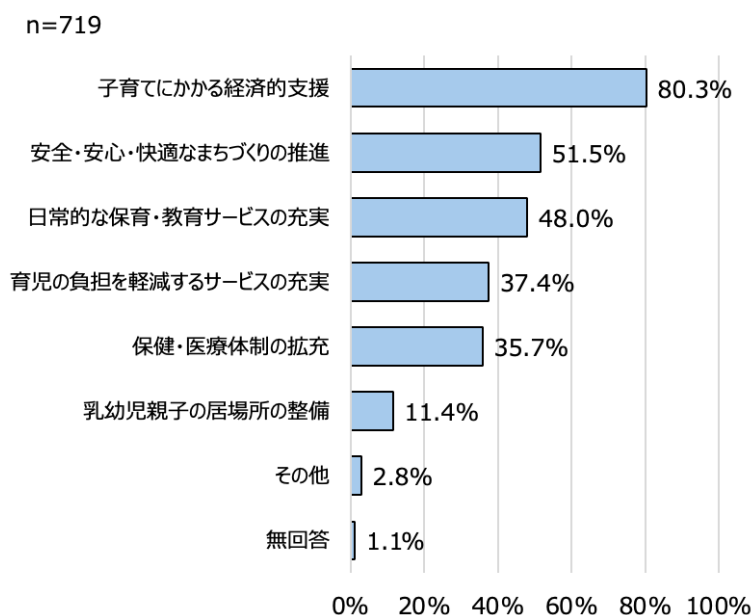
(11)重要だと考える子育て支援の方向性

重要だと考える子育て支援の方向性

【未就学児の保護者】



【小学生の保護者】



未就学児、小学生とも「経済的支援」が8割を超えて多くなっています。

それ以外では、未就学児では「日常的な保育・教育サービスの充実」が50.1%、「育児の負担を軽減するサービスの充実」が44.3%と高くなっています。小学生では、「安全・安心・快適なまちづくりの推進」が51.5%、「日常的な保育・教育サービスの充実」が48.0%と高くなっています。

第4章 計画方針

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に連携して子育て支援を行うという基本理念に基づいて策定します。この計画に沿って教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、これらの事業を円滑に実施するとともに、次世代育成対策の各種事業についても見直しを行いながら、総合的に施策を推進していきます。さらに、近年の核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育て世帯が身近な人からの支援が受けにくくなるなか、物価高騰により経済的負担も重くなってきています。多様化し、高まる子育て支援のニーズや社会情勢の変化に対応することで、こどもを生み育てやすい市を目指していきます。

2 総合目標

「親がこどもがいきいきと活動し、笑顔ですごせるまち 中央市」

前期計画を踏襲し、すべての人が子育てに関わり、こどもの健全育成と、子育て中やこれからこどもをもつことを希望する家庭で、安心してこどもを生み育てることのできる環境づくりを推進することにより、親がこどもがいきいきと活動し、笑顔ですごせるまちづくりの実現に努めます。

3 施策の体系

本市では、子ども・子育て支援給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を推進し、適切な量の確保に努めるとともに、前期計画を踏襲し、次のような体系に基づいて子ども・子育て支援の各施策を推進していきます。

総合目標		
「親がこどもがいきいきと活動し、笑顔ですごせるまち 中央市」		
基本目標	施策	
1	多様なニーズに対応した子育て支援	親と子の心身の健やかな成長のための支援の充実
		教育・保育環境の充実による仕事と家庭の両立の推進
2	豊かな健康づくりの推進	母子の健康づくりや相談体制の充実
		思春期保健対策の充実
		食育の推進
3	こどもと親の教育環境の整備	生きる力を育む学校教育の推進と家庭の養育機能の向上
		こどもを取り巻く有害環境への対策と生涯スポーツの推進
4	支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり	子育てに困難を抱える家庭等への対応などきめ細やかな取り組みの推進
		ひとり親家庭等の自立支援の推進
5	こどもにやさしい安全なまちづくり	こどもにとって安心・安全なまちづくりの推進

4 計画の進捗状況の確認及び評価

計画の進捗状況については、毎年度実績値や各施策の実施状況を確認し、子ども・子育て会議で報告します。また、見込み量と実績値の乖離がみられた場合には、随時見直しを行います。

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1 教育・保育給付事業等の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

大規模な宅地開発などによる大きな人口増加は見込まれていないため、人口推計などから、今後のこどもの数については減少傾向であることが推測されます。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もおり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域を1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域を1区域とします。

(2) 児童人口の推計

計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間の児童人口の推計値は、0歳児～5歳児、6歳児～11歳児ともに減少傾向となっています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	159	158	159	160	162
1歳	164	164	163	164	165
2歳	188	165	165	164	165
3歳	210	186	163	163	162
4歳	199	209	185	162	162
5歳	206	200	210	186	163
6歳	198	207	201	211	187
7歳	245	197	206	200	210
8歳	254	241	194	203	197
9歳	258	252	239	192	201
10歳	251	257	251	238	191
11歳	273	254	260	254	241
0歳～5歳計	1,126	1,082	1,045	999	979
6歳～11歳計	1,479	1,408	1,351	1,298	1,227
合計	2,605	2,490	2,396	2,297	2,206

(3)教育・保育認定について

平成27年4月より施行された子ども・子育て支援法では、教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を創設し、従来個別に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

この結果、各園が安定的に事業を運営することができ、ひいてはこどもの受け皿の確保につながっています。

教育・保育給付を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育給付認定」を受ける必要があります、その認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定		主に保育	高い	保育所(園) 認定こども園
3号認定	0～2歳			保育所(園) 認定こども園 小規模保育 事業所等

認定区分	内容
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の児童で、教育を希望する場合。 (主な利用先は幼稚園・認定こども園)
2号認定(保育認定)	満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。 (主な利用先は保育園・認定こども園)
3号認定(保育認定)	満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。 (主な利用先は保育園・認定こども園・小規模保育事業所等)

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

- ・保育標準時間：保護者（両親等）とともに月120時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は11時間。
- ・保育短時間：保護者（両親等）の両方又はいずれかが月48時間以上120時間未満の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定（3～5）歳	94	90	85	78	74
	2号認定（3～5）歳 ※幼児教育	82	80	75	68	65
	2号認定（3～5）歳 ※保育	408	393	368	338	323
	1号・2号合計	584	563	528	484	462
確保量	1号・2号合計	610	610	610	610	610

(参考)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳 推計人口	615	595	558	511	487
1号・2号合計 量の見込み	584	563	528	484	461
教育・保育施設を利用しないと見込まれる人数	31	32	30	27	25

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5）歳	147	137	119	98	84
2号認定（3～5）歳 幼児教育	40	42	40	45	39
2号認定（3～5）歳 保育	539	521	513	491	463
1号・2号合計	726	700	672	634	586

(各年10月1日現在)

令和7年度以降の量の見込みについては、児童人口（3～5歳）の減少にともない、減少傾向にあります。

確保量については、直近の実績を勘案し610人としています。

【確保方策】

令和7年度から11年度までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されます。各施設の受け入れ可能人数の維持に努めていきます。

(2) 3号認定

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	64	64	64	65	65
	1歳	113	113	112	113	113
	2歳	134	118	118	118	118
	0歳～2歳合計	311	295	294	296	296
確保量	0歳～2歳合計	311	311	311	311	311

(参考)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳 推計人口	511	487	487	488	492
3号合計 量の見込み	311	295	294	296	296
保育施設を利用しないと見込まれる人数	200	192	193	192	196

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	55	42	37	43	43
1、2歳	271	255	239	240	256
3号合計	326	297	276	283	299

(各年10月1日現在)

量の見込みについては、児童人口（0～2歳）は減少が見込まれますが、保育料無料化などの影響で利用意向が増えることも想定されるため、令和8年度以降はほぼ横ばいを見込んでいます。

確保量については、令和7年度の見込み量を確保することとし311人としています。

【確保方策】

令和7年度から11年度までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されますが、保育料無料化によって利用意向が増えることも念頭におき、保育士の拡充など、確保量の維持・拡大に努めていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：施設数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2

(参考) 第2期計画の実績

(単位：施設数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1	1	2	2	2

現状では、事業を行っている施設は2か所であり、現時点では増設の予定はないことから、見込み量、確保量ともに2か所としています。

【確保方策】

教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24,683	23,524	23,524	23,572	23,765
確保量	24,683	23,524	23,524	23,572	23,765

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	903	1,572	24,256	24,683	24,683

子育ての不安解消など子育て支援に重要な役割を果たす事業のため、今後も事業の充実を図っていく必要があります。確保量はニーズに応えられていることから、見込み量と同数としています。

【確保方策】

今後のニーズに対応するため、実施体制の充実に努めていきます。

(3) 妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査)

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	279	277	275	275	273
確保量	279	277	275	275	273

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	331	326	309	273	276

事業の利用者は年度の妊婦数によって変動があります。対象人口の推計結果から、減少が予測されています。すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

今後も事業の維持に努め、安心・安全に出産ができるよう、助成事業を継続していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	160	159	160	161	163
確保量	160	159	160	161	163

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	197	203	197	171	153

対象乳児は人口推計からほぼ横ばいとなっています。実施率は100%を基本としていますので、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

社会状況の変化によって、転入してくる乳児が増える可能性もあります。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	28	27	26	25
確保量	29	28	27	26	25

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	26	19	25	44	29

対象者数は年度によって変動しますが、養育支援が必要なすべての家庭に訪問を行うことを前提とし、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

今後も適切な養育支援が行えるよう、職員体制の維持に努め、事業の100%の実施を図っていきます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

【事業の概要】

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

中央市では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

【確保方策】

令和7年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21	20	20	19	18
確保量	21	20	20	19	18

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	4	0	7	19	20

家庭の状況によって利用者数が大きく変動するため、量の見込みの推計が困難な事業ですが、ニーズに対応できる実施体制の確保に努めます。

【確保方策】

引き続き、必要とする家庭が利用できるよう、児童養護施設等と連携を図っていきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【事業の概要】

乳幼児や小学生等がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	240	222	207	211	205
確保量	240	222	207	211	205

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	698	863	418	240	240

利用者の状況により、ニーズが大きく変動する事業です。現状では、ニーズに応えられているため、量の見込みと同数を確保量としています。

【確保方策】

確保量の維持のためには、提供会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、提供会員の登録拡充に努めていきます。



総合防災公園

(9) 一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

市内の認定こども園では、教育時間終了後や夏期休業時等にこどもを預かる事業として実施しています。

公立保育園では、入所していないこどもが一時的に保育を必要とする場合、こどもを預かる事業として実施しています。

【量の見込みと確保量】

■認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,012	3,882	3,640	3,334	3,177
確保量	4,012	3,882	3,640	3,334	3,177

（参考）第2期計画の実績（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2,309	5,015	4,249	4,012	4,012

■上記以外の一時預かり（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	41	38	35	33
確保量	42	41	38	35	33

（参考）第2期計画の実績（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	80	29	22	42	42

量の見込みの推計は減少傾向にあります。現状では、ニーズに応えられていることから、見込み量と同数を確保量としています。

【確保方策】

量の見込みの推計は減少傾向にありますが、育児負担の軽減を望むニーズが高いことから、認定こども園における一時預かりの利用が増加する可能性もあります。今後もニーズに対応できる実施体制の維持・確保に努めていきます。

(10) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,988	2,871	2,773	2,651	2,598
確保量	2,988	2,871	2,773	2,651	2,598

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	4,518	3,859	3,381	2,988	2,988

現在、延長保育は市内教育・保育施設の全園で実施しています。

令和7年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。

【確保方策】

現状は利用希望者のニーズに応えることができていますが、今後、保護者の就労状況などによっては、延長保育のニーズが高くなる可能性があります。今後も利用ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の維持、確保に努めていきます。

(11) 病児保育事業

【事業の概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	396	380	367	351	344
確保量	396	380	367	351	344

(参考) 第2期計画の実績

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	124	162	149	267	325

令和7年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

県内での広域利用を確保量の前提としています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。

(12) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

■低学年（1年生～3年生）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	472	448	427	448	445
確保量	472	472	472	472	472

（参考）第2期計画の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	433	449	433	450	461

■高学年（4年生～6年生）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	189	196	206	200	198
確保量	189	196	206	206	206

（参考）第2期計画の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	130	141	152	166	177

低学年に関しては、概ね減少が見込まれていますが、高学年に関しては、近年の利用希望の増により一定の増加が見込まれています。

【確保方策】

児童人口は減少傾向にありますが、保護者の就労状況や社会環境により放課後児童健全育成事業のニーズがさらに高まっていくことが予想されますので、学校の余裕教室等の利用や放課後児童支援員の確保に努めていきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用（日用品費等¹）及び、私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用（副食費²）を助成する事業です。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

（参考）第2期計画の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2	2	1	1	1

対象者数は年度によって変動する可能性がありますが、給付が必要なすべての世帯に対応することを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

【確保方策】

今後も適切に給付を行えるよう、実施体制の維持・確保に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

¹ 生活保護世帯等に属する子どもの日用品費が対象

² 年収360万円未満相当の世帯に属する子ども又は、小学3年生までのきょうだいに対して3子目以降の子どもの副食費が対象

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	186	180	174	169	163
確保量	186	180	174	169	163

令和7年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

利用ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、確保に努めていきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年度時点で本市において未実施の事業ですが、実施に向けて調査研究を行いつつ、必要に応じて計画を見直すこととします。

(17) 親子関係形成支援事業

【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年度時点で本市において未実施の事業ですが、実施に向けて調査研究を行いつつ、必要に応じて計画を見直すこととします。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	434	432	434	437	443
確保量	434	432	434	437	443

令和7年度以降の量の見込みは、ほぼ横ばいとなることが見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

利用ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、確保に努めていきます。

(19) 乳児等通園支援事業

【事業の概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	36	36	96	84
確保量	0	36	36	96	84

今後の国の動向を注視しながら令和8年度からの実施に向けて取り組んでいきます。

【確保方策】

利用ニーズに対応できるよう、実施体制の整備、確保に努めていきます。

(20) 産後ケア事業

【事業の概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39	39	39	39	40
確保量	39	39	39	39	40

令和7年度以降の量の見込みは、ほぼ横ばいとなることを見込まれます。確保量は量の見込みと同数としています。

【確保方策】

県事業と連携しながら利用ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、確保に努めていきます。

第6章 分野別の施策・事業の取り組み

1 基本目標1 多様なニーズに対応した子育て支援

(1) 親と子の心身の健やかな成長のための支援の充実

〔現状と課題〕

本市では、子育て世帯の多様なニーズに対応するべく「親が子どもが笑顔でつなぐ」をコンセプトにした中央市子育て支援センターを令和4年に開設しました。同センターは、天候を気にせず、子どもと保護者が安心して過ごすことができる施設で、多くの方にご利用いただいています。また相談事業やファミリー・サポート・センター事業も併せて行っており、こどもの遊び場としての役割だけではなく、保護者の子育てを支援する役割も担っています。

このほか、令和4年度には子育て世帯の経済的負担の軽減のために子ども医療費助成制度を高校生年代まで拡充するほか、市内の子育て支援気運の醸成につなげるため、令和5年度から子育て支援を行うサークルや子ども食堂の活動費を助成する取り組みを開始しています。

ニーズ調査によれば、未就学児の保護者、小学生の保護者とも9割以上が子育ての中で楽しさを感じている一方で、6割程度は子育ての中で負担、辛さも感じていると回答しています。核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないことから、出産や育児に対する親の不安や負担が大きくなっています。こうした中、令和6年に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を集約した「こども家庭センター」をこども健康部に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの相談に対応していく体制づくりを行っています。

また、保護者のうち約8割が「子育てにかかる経済的支援」を、約4割が「育児の負担を軽減するサービスの充実」を重要と回答していることから、今後も物価高騰などの動向を注視しながら子育て世帯を支援する取り組みが必要です。

〔施策や事業の方向性〕

- ・引き続き、情報提供や相談対応、保護者と子ども同士の交流の場の提供、経済的支援、など多様なニーズに応えていきます。
- ・子育て支援センターの利用促進やセンターでの支援事業の展開などを図っていきます。
- ・支援の内容を、SNSやガイドブックなどを利用し、より分かりやすく伝え、利用を促進していきます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育園・認定こども園における相談機能の充実	子育て支援課	各園において子育てに関する相談を随時受け付けます。
保育園・認定こども園・学校・行政などにおける子育て支援情報の発信	子育て支援課 ほか	広報・ホームページ・SNSなどを通じて情報提供を充実します。SNSの利用者が多いことなどを踏まえ、従来運営していた子育てアプリは令和6年3月をもって終了しSNSに移行しました。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て支援課	未就学児の保護者が、疾病や冠婚葬祭などで一時的に養育することが困難になった場合、乳児院において預かります。
児童手当支給事業	子育て支援課	次代の社会を担うこどもの育ちを社会全体で応援することを目的に、0歳～高校生年代までのこどもを養育する保護者等に、児童手当を支給します。
子ども医療費助成事業	子育て支援課	0歳から高校生年代までの児童が病気やけがで通院・入院した際に負担した医療費を助成します。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	私立認定こども園と中央市子育て支援センターで子育て家庭の保護者と未就学のこどもが気軽に交流し、子育て等に関する相談や情報の交換ができる場を提供します。
子育てサークルに対する支援	子育て支援課	子育てサークルに多くの人が参加できるように、事業の周知に努めます。
教育・保育施設との連携	子育て支援課	教育・保育施設等で実施している子育て支援事業が円滑に運営できるように連携を図ります。
子育てガイドブック（すくすく）発行事業	子育て支援課	子育て支援施策が一元的に網羅されているガイドブックを提供します。紙媒体の他にデジタルブック版も発行し、外出先でも利用できるようにしています。

子ども・子育て支援活動促進事業	子育て支援課	子育てを楽しむ環境づくりやこどもの居場所づくりなどの子育て支援環境の充実を推進することを目的として、市内で自主的に子育て支援活動に取り組む団体の活動に係る経費の一部を助成します。
チャイルドシート購入助成金交付事業	危機管理課	自動車に同乗する幼児の安全確保及び保護者の経済的負担軽減を図り、次代を担う幼児の健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入費用の一部を助成します。
児童生徒自転車用ヘルメット購入費助成事業	教育総務課	自転車に係る交通事故時の被害の軽減および保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学生のための自転車用ヘルメット購入費用の一部を助成します。



中央市子育て支援センター

(2)教育・保育環境の充実による仕事と家庭の両立の推進

〔現状と課題〕

市では働きながら子育てをする保護者の支援のため、令和6年から保育園の保育料の無料化と学校休業日における放課後児童クラブの早朝受け入れを開始しています。このほか、放課後児童クラブの受け入れの要件の緩和などの見直しも随時行っています。

ニーズ調査によると市内の子育て世帯の就業率は高く、父親は9割以上、母親も8割以上が就業（育児休業等含む）しており、多くの世帯で育児と仕事の両立が必要なが分かります。また、「日常的な保育・教育サービスの充実」を約5割の保護者が重視していると回答しており、保育施設等の適切な整備、運営、受け入れ枠の確保等が求められています。

また、「緊急時でも子どもを見てもらえる親族がいない」とする回答が全体の4割以上あり、保育園・学校外でのサービスも充実させていく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・引き続き、保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施設の適切な整備・運営、受け入れ枠の確保を行います。
- ・児童館や放課後子ども教室などこどもの放課後の居場所づくりの充実にも取り組んでいきます。
- ・緊急時の支援のため病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業の受け入れ体制の確保に取り組んでいきます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育料の完全無料化	子育て支援課	子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とし、令和6年4月より市独自の取り組みとして、0歳児から2歳児までの子どもを対象に、保育料を無料化しました。（3歳児から5歳児はすでに国の制度で無料となっています。） これにより、こどもの年齢、人数、保護者の所得にかかわらず、保育施設に在園する、本市在住のすべてのこどもの保育料が無料となりました。
保育事業の充実	子育て支援課	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施設の適切な整備及び運営体制の構築を図ります。

障がい児保育の実施	子育て支援課	障がいをもつこどもの保護者の保育ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の調整を行います。
3歳未満児保育の定員の確保	子育て支援課	3歳未満のこどもを持つ保護者の保育ニーズに対応するため、定員枠の確保に努めます。令和5年11月には市内で新たに小規模保育事業所が開設され、3歳未満児の受け入れ体制が拡充されています。
延長保育事業	子育て支援課	保育時間の延長希望に対応するため、延長保育を実施します。
広域保育の実施	子育て支援課	保護者の保育先の希望に合わせ、施設の所在市町村に対し保育の委託協議を実施します。
一時預かり事業	子育て支援課	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、日中に認定こども園等において、一時的に預かりを行います。
一時保育事業	子育て支援課	中央市に在住する満1歳から小学校就学前の教育・保育認定を受けていない児童を対象として一時保育を実施します。
病児・病後児保育事業	子育て支援課	体調不良児について、家庭で看護保育できない保護者のために医療機関や保育園等で一時的に預かりを行います。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	みらいサポート・ちゅうおうにアドバイザーを配置し、こどもの預かり等の援助を希望する人と援助を提供する人の相互援助活動に関する連絡調整を行います。より多くの依頼に応えるため、提供会員の研修を効率的に開催するなど、提供会員の拡大に努めていきます。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子育て支援課	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館や小学校の余裕教室等を利用し、健全な育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業を実施します。令和5年度に豊富放課後児童クラブを豊富支所内に新たに移転整備しています。
児童館の運営	子育て支援課	こどもたちが遊びやスポーツを通じて、友だ

		ちの輪を広げ、明るく健やかに育つよう、児童の育成と体力の増進を図ります。 また、安全に過ごせる場所としての施設整備を推進し、老朽化した施設の改修をしています。 令和4年度に新たにれんげ児童館を開館し、令和6年度には田富杉の子児童館の大規模改修を行っています。
乳幼児等通園支援事業	子育て支援課	家庭と異なる経験によるこどもの発育促進および保護者の育児負担の軽減のため、満3歳未満のこどもが誰でも保育所等に一定時間数通園できるよう整備を行います。
放課後子ども教室事業の充実（新・放課後子ども総合プラン事業）	生涯教育課	放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、地域住民等の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動を実施します。 また、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施に関する方策として、小学校の余裕教室や体育館等の活用、協働活動支援員やサポーター、ボランティアの確保に努めます。



児童館の様子

2 基本目標 2 豊かな健康づくりの推進

(1) 母子の健康づくりや相談体制の充実

〔現状と課題〕

中央市母子保健計画において、妊娠期では若年および高齢の妊婦、日本語が話せない外国人や生活困窮など早期よりサポートが必要な妊婦が多くなっていること、乳幼児期では健診の受診率を上げることを課題としています。

妊婦が、安心・安全な妊娠・出産を行うためには、妊娠期間中に適切な健診を受けることがとても大切です。子ども子育て関連法では、妊婦一般健診事業を子ども・子育て支援事業計画の事業として位置づけ、妊婦健診の確実な実施を図っています。

妊婦及び乳幼児をとりまく社会環境は、少子化・核家族化・女性の職場進出・地域の養育機能の低下、このほか、教育観や価値観の多様化により著しく変化しています。そのため育児不安は増大し、母子の心の健康が脅かされることにつながっています。妊産婦健康診査や新生児訪問事業により、母親の心身の健康状態や、家庭の様子を把握し、安心して子育てができるようサポートに努めていく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・母子ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児医療の情報提供を行います。
- ・健診などを受診しない家庭には、受診を呼びかけ、受診率の向上を図ります。また、予防接種法に基づき、重症化を未然に防ぐため、予防接種の接種率の向上も図ります。
- ・子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックやカウンセリング事業、赤ちゃんのいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。
- ・こどもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や救命救急法の受講機会を充実します。
- ・不妊に悩む家庭を支援するための助成事業を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
母子健康手帳交付事業	健康増進課	月に3～4回母子健康手帳の交付日を設け、妊婦からの相談を受け付けます。
妊婦一般健康診査事業 (基本14回・追加6回)	健康増進課	医療機関での妊婦健診を健診費用の助成により実施するとともに、県外医療機関(里帰り出産)については、償還払いを実施します。
妊婦等包括相談支援事業 (利用者支援事業) 電話・面談	健康増進課	母子健康手帳交付から子育て期まで、妊産婦や保護者の相談を随時受け付け、伴走型の相談支援をしていきます。

妊婦のための支援給付交付金	健康増進課	妊娠期・子育て期にそれぞれ50,000円を給付することで、安心・安全な妊娠・出産・育児を支援します。
産婦健康診査	健康増進課	医療機関での産婦健診(産後2週間、産後1か月)の助成を1人2回実施します。
新生児聴覚検査	健康増進課	新生児聴覚検査の助成を1人1回実施します。
乳児一般健康診査事業	健康増進課	医療機関における乳児健康診査を1人2回、公費で負担します。
乳幼児健康診査事業 (4,7,12か月,1歳6か月,3歳児健診)	健康増進課	発育・発達の確認、悩みごとの相談、子育て仲間づくりなど月に各1回実施します。(健康診査・集団指導・個別相談)
整形外科健康診査事業	健康増進課	股関節開排制限や斜頸等の確認、悩みごとの相談など3か月に1回実施します。(健康診査・集団指導・個別相談)
2歳児歯科健康診査事業	健康増進課	歯科健診、発育・発達の確認、悩みごとの相談、希望者へのフッ素塗布など2か月に1回実施します。
ベビークーポン (中央市乳児用品購入助成券交付事業)	健康増進課	子育てに要する経済的負担を軽減するため、中央市に出生届を出した乳児1人あたり3,000円×12枚の助成券を交付します。
小児の医療に関する普及・啓発	健康増進課	健診時に小児医療に関するパンフレットを配布します。
こどもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康増進課	乳幼児健診や育児学級においてパンフレット等を配布し、事故予防の啓発に努めます。
救命救急法の啓発活動の推進	健康増進課	愛育会と協働して、育児中の保護者や祖父母に対し、心肺蘇生法や窒息などの緊急対処法を学ぶ機会を提供します。
予防接種率の向上 (BCG・麻疹)	健康増進課	予防接種法に基づき、集団発生を防ぐとともに重症化を未然に防ぐため、乳幼児の接種率向上を図ります。
産婦及び乳幼児を持つ保護者のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康増進課	乳幼児健診時にストレスチェックを行い、保護者の心の健康状態を確認し、必要に応じカウンセリング事業を案内します。

相談窓口の強化	健康増進課	すこやか相談として、玉穂健康管理センターにて月2回保健師・管理栄養士による相談を実施します。
母子の心身の健康に関する相談体制の充実	健康増進課	こども家庭センターの機能を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの相談に対応していきます。
新生児訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	健康増進課	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、こどもの成長の確認や健康状態などの相談を実施します。
パパママ学級	健康増進課	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児の情報提供や妊婦疑似体験、沐浴指導などを実施します。また整形外科健診や離乳食教室等を利用し、乳児の抱っこや先輩ママとの交流の機会を提供します。
愛育会による子育て支援	健康増進課	育児中の保護者を地域で支えるため、愛育会による事故防止教室やおまつりなどの子育て支援を充実します。また命の授業の一環として思春期ふれあい体験学習を行います。
離乳食教室の実施（育児学級）	健康増進課	離乳食の基本を学び、参加する保護者同士が交流できる機会を提供します。
不妊に悩む夫婦への支援	健康増進課	不妊治療を行っている夫婦に対し、1年度あたり2回まで通算5年間、1回の治療につき治療費の2分の1（上限10万円）を助成します。
養育支援訪問事業	健康増進課 子育て支援課	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を実施します。

(2) 思春期保健対策の充実

〔現状と課題〕

こどもから大人へと成長していく過渡期である中学生は、精神的・身体的に成長・発育していく大切な時期です。それと同時に、さまざまな情報に触れることが成長の糧となることもあれば、有害な情報に触れて誤った理解をし、結果、犯罪に巻き込まれるなどの恐れが最も大きくなるのもこの時期です。特に、こどもが SNS をきっかけにトラブルや犯罪に巻き込まれるケースが全国的に増えています。

市および県では「心の相談支援員」や「スクールカウンセラー」を配置し、児童・生徒をはじめ教職員や保護者の悩みに寄り添ったカウンセリングを実施しています。

大切な成長期である中学生の時期に、適切な知識と理解を得ることができるよう、命の教育や心の教室など、体制の充実に努めていく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・ 中学校の教育を通して、性に対する正しい理解を促すとともに、次世代の親づくりという視点から、乳児やお母さんとふれあい、命の大切さについて学びを深めます。
- ・ 児童やその保護者を対象に、スクールカウンセラーによる思春期の心の問題などの相談を実施します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
性についての正しい理解と命の教育の推進	健康増進課	中学生が乳児や乳児の母とふれあうことで、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、自他を大切に思う気持ちを育むようにします。
心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	教育総務課	中学校への心の相談員の配置や小中学校へのスクールカウンセラーの配置により、教育相談の充実に努めます。



中学生の育児体験学習の様子(田富中学校)

(3)食育の推進

〔現状と課題〕

近年、共働き世帯の増加など社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、「食の在り方」も変化してきています。食の多様化、簡便化が進むことで、栄養の偏りが起こり、肥満と痩身が同時に問題視される「栄養障害の二重負荷」が課題になっています。

令和5年度に策定された「第4次中央市栄養・食育推進計画」によるとこどもの朝食欠食や肥満割合が増加傾向にあるとしています。規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正しさにもつながり、健康的な生活を送る上で食事は重要な役割を果たします。健康づくり、食の安全、食文化の継承など様々な側面からの食育の推進が必要です。

市では収穫体験や調理体験、中央市産の食材の使用推進、献立表や給食だより、保護者・児童生徒への啓発など家庭や地域、保育園・認定こども園、学校などと連携、協力しながら食育の推進に努めています。

〔施策や事業の方向性〕

- ・食習慣の改善を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児をもつ保護者を対象とする離乳食指導やおやつ指導を実施します。
- ・引き続き、地産地消の推進や収穫・調理体験を実施します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
市立保育園での食育事業	子育て支援課	収穫祭やクッキング保育などの体験を通して園児への食育を推進します。
食育の推進	健康増進課	栄養・食育推進計画により、こどもたちへの食育の推進を図るとともに、すこやか相談に管理栄養士を配置します。
パパママ学級における妊婦の栄養指導	健康増進課	母子健康手帳発行時及びパパママ学級時にパンフレットを配布します。また、パパママ学級では管理栄養士による講義等で妊婦への栄養指導を実施します。
乳幼児健診における食事指導	健康増進課	乳幼児健診において、管理栄養士より離乳食指導やおやつ指導を集団・個別で実施します。
学校給食における地産地消の推進	教育総務課	学校給食で地産地消を推進し、学校給食だよりで保護者への広報・啓発に努めます。

3 基本目標 3 こどもと親の教育環境の整備

(1) 生きる力を育む学校教育の推進と家庭の養育機能の向上

〔現状と課題〕

本市では令和2年に10年間の計画として「第2次中央市教育振興基本計画」を策定しています。この計画での将来像の1つとして「夢と自信を持ち自らの可能性にチャレンジする人材の輩出」を掲げています。このためには確かな学力と主体的に学習に取り組む態度の育成、豊かな情操や道徳心の育成、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力の育成に必要な学習の場を提供していく必要があります。

また、妊婦やその配偶者が、安心して出産を迎え、健やかな赤ちゃんを産み育てていくために妊娠・出産・育児の知識や子育ての重要性を学ぶ場も提供していく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・こどもたち一人ひとりに「生きる力」を醸成し、社会で自立できるための教育の場を家庭や地域と連携して行っていきます。
- ・親の子育てに関する学習事業や子育てセミナー事業などにより、家庭における養育機能の向上を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
子育てセミナー (わくわくママクラス)	健康増進課	こどもへの指示の出し方や褒め方など、育児のコツを紹介する中央市版の簡易ペアレントトレーニングを実施します。
親教育事業 (パパママ学級)	健康増進課	妊娠・出産・育児の情報提供や妊婦疑似体験、沐浴指導などを実施します。また参加者同士の交流の機会を提供し、参加者が子育ての重要性を再認識する機会を提供します。
職場体験学習	教育総務課 (中学校)	こどもが希望する職種や、親の職場において体験をすることにより、キャリア教育を推進します。
キッズアカデミー事業	生涯教育課	こどもたちの自主性・社会性・協調性を養う場として、体験学習やスポーツレクリエーション活動を実施します。

ブックスタート	生涯教育課 (図書館)	7 か月健診の際に図書館職員等による読み聞かせと絵本の贈呈を実施します。
ブックプレゼント	生涯教育課 (図書館)	小学校に入学した1年生と中学校を卒業する3年生に本を贈呈します。



図書館お話会の様子(田富図書館)

(2)こどもを取り巻く有害環境への対策と生涯スポーツの推進

〔現状と課題〕

こどもたちもスマートフォンやパソコン等を当たり前使用前に使用できるようになり、容易に広い世界に触れることができるようになった反面、有害な情報に触れる機会も増えています。SNSなどの従来よりも閉鎖されたコミュニケーションツールの中でのやり取りが増え、いじめや犯罪などの事案を周囲が把握しにくくなっています。

インターネットの使用にあたり、犯罪等に巻き込まれないようにするための正しい知識をこどもが身に付けられるように啓発を行っていく必要があります。

令和6年度に中央市スポーツフェスティバルを開催し、こどもから高齢者までが参加できるスポーツイベントを行いました。多くの世代が参加できるスポーツ活動などを通して、こどもの健全育成及び社会性を身につけるための機会の提供に努めていく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・スマートフォンやパソコンなどで、インターネット上の有害情報にこどもが触れないように、使用方法の教育やフィルタリングシステムの啓発を行います。
- ・親子で参加できるスポーツイベントや多世代交流のできる生涯スポーツ事業を通して、こどもの健全育成や社会性の醸成に努めます。
- ・喫煙や飲酒、薬物乱用の防止などに関する教育を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
喫煙や飲酒、薬物乱用の防止に関する教育の実施	教育総務課	喫煙や飲酒、薬物乱用など有害環境から自身を守り、正しい判断ができるよう学校教育において指導していきます。
こどもを取り巻く有害環境への取り組み	生涯教育課	こどもの携帯電話の使用方法やインターネットのフィルタリング等の啓発を推進し、有害図書販売調査の実施や防犯パトロールの実施など、青少年育成に支障をきたすような有害環境への対策を青少年育成推員と協働で取り組みます。
こどもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	水泳教室、スキー・スノーボード教室など生涯スポーツ事業の充実に努めます。

4 基本目標 4 支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり

(1) 子育てに困難を抱える家庭等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

〔現状と課題〕

児童虐待や貧困、ヤングケアラーなど近年ではこどもを取り巻く問題も多様化する傾向にあります。こうした中、令和6年に「こども家庭センター」をこども健康部に設置し、多様化する問題に対応していく体制づくりを行っています。

障がいのあるこどもへの対応としては、乳幼児期の疾病や発達の遅れなどを早期発見するために、相談や保健指導が重要です。医師の診断に基づき発達状況に応じた対応や保護者に対する各種相談や療育支援事業の充実を図り、早期支援に努めていく必要があります。

さらに、本市の人口のうち外国人の占める割合は、令和6年3月末で7.21%と県全体の平均2.35%を大きく上回っています。このため、外国人のこどもが健やかに成長し、また保護者が安心して子育てしながら生活できるように、適切な方法での情報提供や相談対応など、外国人の子育て世帯へのきめ細かい対策も求められています。

〔施策や事業の方向性〕

- ・総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワークの構築などを推進します。
- ・支援と配慮が必要な子育て家庭が安心して子育てできるよう、手当の給付や医療費助成事業など各種支援施策を充実します。
- ・子育てに悩みや不安を抱えている保護者への情報提供や助言、保護者同士の情報共有の場など必要な支援を行います。
- ・家庭や学校に居場所のない児童に応じた包括的な支援を行い、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
- ・心身の障がいが疑われるこどもの発達支援のため、関係機関が連携を深め、障がいの早期診断・療育を充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- ・ヤングケアラーとなっている児童などの「こどもの権利擁護」について、住民への意識啓発に努めます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	関係機関が連携して児童虐待の早期発見と適切な支援、虐待の予防的取り組みを推進するため、組織の充実を図ります。
児童虐待防止についての周知啓発	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や地域の組織、団体と連携して、虐待の防止や予防に向けた啓発活動を実施します。
虐待や育児不安等に関する相談体制の充実	子育て支援課	こども家庭センターの機能を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの相談に対応していきます。
子育て世帯訪問支援事業	子育て支援課	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
障がい児の相談事業	福祉課	障がい者相談支援センター「穂のか」に障がい者相談支援専門員を配置し本人やその家族、支援者等からの障がいに関する相談支援を実施します。
自立支援医療費（育成・精神）支給事業	福祉課	肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、咀嚼機能に障がいのある児童や、心臓疾患や内臓障害などのため手術等を必要とする児童等が、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	福祉課	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の取得やコミュニケーションの向上など健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

移動支援事業の充実	福祉課	屋外の移動が困難な障がい児に外出時の移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を図ります。
発達障がい児支援事業	福祉課	発達障がい児者生活支援コーディネーターを配置して早期発見・早期支援に努め、本人や家族からの相談支援の充実を図ります。
在宅サービスの充実	福祉課	補装具費給付・日常生活用具給付事業など、日常生活の便宜を図り、福祉増進を図ります。
障害児福祉手当給付事業	福祉課	在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当給付事業	福祉課	身体・精神または知的に障がいがある児童を養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進を図ります。
心身障害児福祉手当給付事業	福祉課	特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給していない心身に障がいを有する児童に対し、手当を支給することにより福祉の向上を図ります。
重度心身障害児医療費助成事業	福祉課	重度心身障がい児の医療費を助成し、負担の軽減を図ります。
介護給付費等支給事業	福祉課	障がいがある児童の状況に応じて、自宅での入浴・食事・排泄等の介護支援や、自宅で介護する人が病気などの場合、施設での短期間の介護等の支援を提供します。
障害児通所給付費等支給事業	福祉課	障がいがある児童や療育の必要性がある児童を対象に、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、年齢に応じて児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の専門的な支援を実施します。
制服等リユース事業	福祉課	家庭で不要となった制服や体育着等は無償で提供してもらい、経済的に厳しい世帯に支給します。（中央市社会福祉協議会で実施）
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	健康増進課	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活上の便宜を図るための生活用具の給付をします。

就学援助費支給事業特別 支援教育就学奨励費支給 事業	教育総務課	経済的理由により就学困難と認められる児童 生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一 部を援助します。
小中学校施設等の整備	教育総務課	配慮が必要な児童生徒の状態等に応じて施設 や設備を整備します。
外国人児童生徒等支援事 業	教育総務課	外国籍の児童生徒に対し、小中学校に配置し た通訳と担当教員等が連携して、学習面・生 活面の支援や指導を行います。
外国籍児童生徒第三の居 場所事業	生涯教育課	日本語や日本の文化や習慣が分からないこと により学習面や日常生活において困難を抱え ている外国にルーツのある小学生から中学生 までのこどもを対象に、放課後の安全・安心 な居場所において、日本語等の早期習得を目 的とした学習、生活支援を行います。
経済的に厳しい子育て世 帯への食糧支援のための 情報提供	福祉課 生涯教育課	乳幼児から中学生のこどもを持つ経済的に厳 しい世帯に対して、NPO等の団体が行う食糧 支援の情報提供を行います。



食糧支援の様子(NPO 法人地域お茶会ちびチュウ)

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

〔現状と課題〕

ニーズ調査はひとり親家庭からの回答が5%程度となっています。(母子家庭約5%、父子家庭1%未満)ひとり親世帯からの回答においては経済的支援や子育てに関する相談できる場所を重視する傾向が強く、ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら生活することができる環境を整備するために各種の給付や相談事業を通じて適切な支援を行うことが必要です。

また、ひとり親家庭が経済的に自立して生活できるよう、職業訓練などの自立支援の重要性が増してきています。各種給付事業を通して、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・ 児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などの給付事業により、ひとり親家庭への経済的支援を行います。
- ・ より多くの収入が得られ、自立して生活が送れるように、資格取得や能力開発への取り組みを各種給付等で支援していきます。
- ・ 孤立しやすいひとり親家庭に対して相談事業を行い支援につなげていきます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
児童扶養手当給付事業	子育て支援課	18歳未満のこどもを養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。
小中学校入学支度金支給事業	子育て支援課	小中学校に入進学する児童を養育するひとり親家庭等に対し、申請に基づき支度金を支給します。
ひとり親家庭医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭の親と児童、又は父母のない児童が病気やけがで通院・入院した際に負担した医療費を助成します。
ひとり親家庭の相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭に対し、母子自立支援員による相談を実施します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付利子補給事業	子育て支援課	母子・寡婦福祉資金の貸付を受けているひとり親家庭への利子補給により、資金償還の円滑化と福祉の増進を図ります。
高等職業訓練促進給付金支給事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に有利な資格を取得できるよう、受講中の一定期間について、給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。
自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図ることを目的とし、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座等を受講した際の受講料の一部を給付金として支給します。

5 基本目標 5 こどもにやさしい安全なまちづくり

(1) こどもにとって安心・安全なまちづくりの推進

〔現状と課題〕

令和5年中に山梨県で発生している不審者等の事案は前年比で増加しており、そのうち約5割が小学生以下に対しての事案となっています。ニーズ調査においても「安全・安心・快適なまちづくりの推進」は未就学児の保護者で約4割、小学生の保護者で約5割が重要と回答しています。保育園・認定こども園、児童館、小中学校、PTAはもとより、地域や近隣住民、行政、警察などとの連携により、防犯体制の強化に努め、こどもにとって安心・安全なまちづくりを推進する必要があります。

また、こどもの行動範囲の広がりに合わせて、交通ルールを教育していくことは、こどもの安全を守るために重要です。こどもへの交通安全教室や通学指導を始め、保護者に対しても、安全意識の啓発を行っていく必要があります。

〔施策や事業の方向性〕

- ・交通安全教室の開催等を通じて、安全意識の向上を図ります。
- ・青色防犯パトロールを実施し、防犯意識の醸成を行います。
- ・小学校などでの登下校の通学指導、PTAを中心としたパトロール、子ども110番連絡所の活動の協力、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。
- ・こどもを安心して育てることができるよう、公園や公共施設を中心に妊産婦やこども連れ、障がい児などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。
- ・各公共施設に防犯カメラの設置を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
交通安全教室の推進	危機管理課	保育園、児童館、小学校等で交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動期間中の街頭指導などを推進します。
チャイルドシートの使用義務についての啓発活動の推進	危機管理課	乳幼児健診時や広報等で、チャイルドシートの義務について啓発活動を推進します。
防犯体制の充実	危機管理課	防犯標語による防犯意識の醸成や広報活動、青色防犯パトロールを実施します。
防犯灯の整備（通学路等）	総務課	通学路及び主要な道路について、自治会、学校等の要望及び危険箇所の点検等を踏まえて防犯灯を設置するとともに、既設灯の保守点検及び不点对応等を行います。

就学前児童を対象とした通学路の指導	危機管理課	通学路についての指導を、保育園、認定こども園で実施します。
小学校登校班の正副班長への登校時の安全指導	危機管理課	班長・副班長になる児童に、登校時の役割や横断歩道の渡り方、班旗の使い方等の指導を行います。
就学前児童の保護者向け交通講話の実施	危機管理課	就学前の児童の保護者向けに交通安全に関する講話を行います。
防犯ジョギング・ウォーキングパトロールの実施	危機管理課	市民が日頃行っているジョギング等にあわせて、防犯パトロールを行うことで地域の安全安心なまちづくりを推進します。
小学校における登校の通学指導	危機管理課 (小学校)	専門交通指導員による登校時の通学指導を行います。
小学校3年生を対象にした自転車教室の実施	危機管理課 (小学校)	警察署の協力により自転車教室を実施します。
防犯灯の整備（自治会への助成）	総務課	自治会が行う防犯灯の整備に対する補助を行います。
やまなし思いやりパーキング制度	福祉課	車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がい児や妊産婦などが、公共施設や店舗等を利用する際に、障がい者用等の「思いやり駐車区間」の案内表示が提示されている駐車場に車を止め、安全に施設を利用できるようにします。
公園遊具の安全確保	管財課	公園遊具の計画的な整備を進めるとともに、安全性を確保するため、定期的な点検・補修を行います。
歩道の整備	建設課	歩行者の安全確保のため、歩道の定期的な点検補修や除草を行います。
通学路の安全確保	教育総務課	学校、保護者、地域、関係機関が連携して通学路の安全点検や安全対策を実施します。
子どもみまもり隊の活動支援	教育総務課	登下校時の安全を確保するため、交差点等で子ども達の見守りを行う際に使用する活動用品の貸与などの支援を行います。

第7章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。

市では、「中央市子ども・子育て会議」、「庁内連絡調整会議」を設置し、本計画の推進に取り組んでいます。

(1)中央市子ども・子育て会議

中央市子ども・子育て会議は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行います。

(2)庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長級以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

(3)事務局(子育て支援課)

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、中央市子ども・子育て会議の運営や庁内連絡調整会議との調整を担います。

資料編

1 関連条例

○中央市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、中央市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令6条例8・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 中央市子ども・子育て支援事業計画の制定及び変更に関すること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第4条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども健康部子育て支援課において処理する。

(令5条例14・一部改正)

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

(中央市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 中央市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年中央市条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年条例第14号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

年月日	会議等	議題等
令和5年7月28日	令和5年度第1回中央市子ども・子育て会議	・第3期中央市子ども・子育て支援事業計画策定について
令和6年3月18日	令和5年度第2回中央市子ども・子育て会議	・第3期中央市子ども・子育て支援ニーズ調査について
令和6年7月1日～ 令和6年7月19日	子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査実施	・調査対象 市内在住の未就学児の保護者 市内在住の小学生の保護者 ・調査方法 郵送による返信またはインターネットによる回答
令和7年1月15日	令和6年度第1回中央市子ども・子育て会議	・第3期中央市子ども・子育て支援ニーズ調査結果について ・第3期中央市子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
令和7年2月27日	令和6年度第2回中央市子ども・子育て会議	・第3期中央市子ども・子育て支援事業計画（案）の検討
令和7年3月3日～ 令和7年3月22日	パブリックコメントの実施	

3 委員名簿

○令和6年度 「中央市子ども・子育て会議」 委員名簿 (順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属・役職名	備考
1	学識経験者	小林 基章	こばやしこどもクリニック 院長	
2	子どもの保護者	丸山 俊	田富地区保育園保護者代表 (田富第三保育園保護者会長)	
3	子どもの保護者	金谷 兼司	玉穂地区保育園保護者代表 (玉穂保育園保護者会長)	
4	子どもの保護者	薬袋 太一	豊富地区保育園保護者代表 (豊富保育園保護者会長)	
5	子どもの保護者	清水 洋美	田富地区PTA代表 (田富小PTA会長)	
6	子どもの保護者	荒神 綾	玉穂地区PTA代表 (玉穂南小PTA会長)	
7	子どもの保護者	中山 賢	豊富地区PTA代表 (豊富小PTA会長)	
8	関係団体代表者	有泉 誠	中央市議会厚生常任委員会 委員長	
9	関係団体代表者	石田 秀博	中央市教育長	
10	関係団体代表者	原田 廣明	中央市青少年育成カウンセラー	
11	関係団体代表者	佐藤 稲雄	中央市民生委員・児童委員協議会 代表	副会長
12	関係団体代表者	田中 三枝子	中央市主任児童委員 代表	
13	関係団体代表者	鷹野 利美	中央市愛育会 会長	
14	子ども・子育て支援 事業者	中澤 雅也	認定こども園みかさこども園 理事長	
15	子ども・子育て支援 事業者	井口 太	認定こども園わかば幼稚園 理事長	
16	子ども・子育て支援 事業者	乙黒 いく子	認定こども園まみい・キッズこども園 園長	
17	子ども・子育て支援 事業者	三尾 馨	社会福祉法人 ひとふさの葡萄 理事長	会長
18	子ども・子育て支援 事業者	篠原 ますみ	中央市子育て支援センター センター長	

第3期

中央市 子ども・子育て支援事業計画

「親がこどもがいきいきプラン」

【お問い合わせ先】

子育て支援課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原301番地1

TEL:055-274-8557 FAX:055-274-1125



中央市子育てサイト